

特集

帰れ 坂本弁護士一家

弁護士業務妨害と民事介入暴力

法友全期夏期合宿実施される



法友全期会

ニュース



No. 85 (1992年度第2号)

1993.2.15

東京弁護士会法友全期会

法友全期会ニュース第2号 目次

手を携えて	山根 祥利	1
特集1・帰れ坂本弁護士一家		
——弁護士業務妨害と民事介入暴力——		
ジャーナリスト江川紹子氏インタビュー		
「私と坂本事件」	聞き手 瀧澤 秀俊	2
盛り上がる請願運動	飯田 伸一	13
生きて帰れ 坂本ノ	小澤 哲郎	14
坂本事件の経過		18
最近の民事介入暴力	今井 和男	20
日弁連便り		
日弁連司法改革推進本部の活動	水野 邦夫	22
司法改革をめぐる諸問題	竹之内 明	23
特集2・法友全期会夏期合宿実施される		
<夏期合宿報告> 熱気溢れる討論	中城 重光	25
夏期合宿日程表		26
飛んで火に入る	宮岡 孝之	27
夏期合宿に参加して		
福岡から東京へ	矢澤 昌司	28
全期会のエネルギー源は?	斉藤佐知子	29
実務に役立つワンポイント 借地借家法シリーズ その2		
正当事由について	瀧澤 秀俊	31
定期借地権	流矢 大士	32
期限付借家	伯母 治之	33
研究会・委員会活動について		
企画委員会		
秋の一斉市民法律相談	塚越 豊	34
政策研究会		
匿名(架空)座談会・全期政策の現状と課題	高岡 信男	37
業務対策研究会		
報酬基準の虚像と実像	近藤 義徳	39
法友全期会秋のゴルフ会開催	倉田 大介	40
法友全期会活動報告	藤原 浩	42
編集後記	瀧澤 秀俊	45



瀧澤 今日、坂本弁護士一家ら致事件について、事件発生以来精力的に取り組んでおられるフリージャーナリストの江川紹子さんにお忙しいところをお出でいただきました。これまでの取組や今後の展望など、ジャーナリストの目から見た坂本事件ということについていろいろお話を伺いたいと思っておりますのでよろしく願います。

まず始めに丸島代表から、一言お願いいたします。

丸島 法友全期の会員はもとより、若い弁護士たちは、今、例えば当番弁護士などの刑事弁護の場や、外国人の人権、子どもの人権、民暴事件の場面、また先の一斉法律相談活動のように、それぞれの現場で地道に身体を張って頑張っています。

こうした活動を通じて、依頼者の権利を守り、あるいは広く国民の人権擁護のための活動をしようとする会員は目立ちませんが少なくありません。

横浜の坂本一家拉致事件は、真面目に仕事に取り組み、一生懸命人権活動に携わろうとする弁護士が不気味な力によって抹殺されかねないという意味で、坂本さんだけの特殊な出来事ではなく、若い弁護士に共通の深刻な問題として理解されています。

坂本さん救出の活動は、三九期の方々を中

心に、大変困難な中、熱心に続けられており、法友全期の会員がこの活動を積極的に担っておられることはよく知られています。今日は、こうした坂本さん救出活動を支援し、また合わせて日本や世界の法律家への業務妨害問題を考える機会にしたいと考え、フリージャーナリストの江川紹子さんをお招きし、坂本事件に関わって感じられたこと、また弁護士に期待するものなどをざっくばらんに伺いたいと思います。

江川さんは、御覧のように大変楚楚とした方ですが、事件現場の最先端で取材され、著書には多くの冤罪事件があります。最近では島原の噴火と人々の姿を描かれ、坂本事件には当初から熱心に関わっておられます。本日はお忙しいところを、お越しいただきました。どうかよろしく願います。

坂本弁護士はどんな人

瀧澤 それでは最初に、江川さんが坂本堤弁護士とどういう切っ掛けで知り合われて、この事件に取り組むことになったのか、教えてくださいいただけますか。

江川 私はフリーでやる前に神奈川新聞の記者を六年ほどやっていたんです。ずっと社会部の記者で、裁判所を担当する横浜の司法クラブに所属していたことがあるんですね。

そのときに、弁護士さんの法律事務所をいろいろ回るんですが、横浜法律事務所というのは裁判所の直ぐ近くで、しかも人権に関する裁判だとか、いろんな活動にあの事務所の先生が関わっていることがすごく多いもんです。よく行くんですね。そんな中で坂本先生が弁護士になられて横浜法律事務所に入ってきたんです。いつか初対面だったかちょっとよく分からないぐらい、とにかく初めて会ったときからずっと前から知っているみたいな顔で、いつの間にか知り合ってしまったので、初めましてという挨拶をしたような記憶がありません。

瀧澤 非常に気さくな人ですよ、誰にでも。

江川 そうですね。だから、弁護士さんになつたばかりなのに、何かずっと横浜事務所にいたような顔をしていて。

瀧澤 顔もベテランみたいだね。

江川 それが別に威張っているっていうんじゃないくてね。何か自然に馴染んちゃっているっていう、そんな不思議な人だなと思いましたが。

瀧澤 どんな人柄に写りましたか。

江川 基本的にはとても優しい方だと思うんですね。心根が優しいっていうか。それに結構サービスピース精神が旺盛で、私なんか他の



人と喧嘩してたりすると、すぐ笑わせてね、何となくその雰囲気や和ませちゃうところがあって、だけど彼は、怒るとすごく激しく憤るんです。許せないものは許せないっていう感じで。そういうところは、何ていうかな、自分の考えをきっちり持ってて、筋を通す方だと思います。

瀧澤 そうですね。それで平成元年にオウム真理教の問題が起きてきて、その関係で被害救済の依頼が、江川さんを通じて坂本弁護士のところに行ったようなんですが、その辺りはどんな経緯だったのですか。

江川 あの坂本さんの事件が起きたのは平成元年一月ですけれども、その年の五月に私の自宅に見知らない女の人から電話が掛か

ってきたんですね。その人はたまたま私の名前を新聞で見て、それで電話してきたらしいんですけれども、自分の子供が宗教に行ったり、もう帰って来ないし、連絡も取れなくて、今生きているか死んでいるかも分からな

い。それで警察にも都庁にも、それから法務局にも行ったんだけど、どこでも一応相談には乗ってくれるけど、結局は何も出来ないわけですよ。だからどうしたらいいかっていう相談だったんです。最初私は統一教会かなと思っただんですけど、そうでなくてオウム真理教だということなんです。私もどういふふうにしていいか分からなかったもんですから、弁護士さんなら私なんかよりもいろんな方法を知ってるかなあと思いました。で、どの先生にお願いをしたらいいかなと思っただんですけども、坂本先生は年も若くて頼みやすいっていうことがあったし、それに坂本先生は子供の人權の問題っていうのをすごく一生懸命やっていらっしやっただけで、お母さんの話を一方的に聞いて、子供を責めたり、宗教を責めたりっていうんじゃないかと、結構その子供の立場もわかって話を進めてくださるんじゃないかなあって思いました。早速坂本先生にこういう電話が来ているんだけど、ちょっと相談に乗ってあげてもらえますか？って聞いたら「いいよ、いいよ」って言って。

その二、三日後にはもうすぐ時間を取ってくださったように記憶しています。それから始まったんですね。

瀧澤 そして、被害者の会を作ったり、坂本さんがいなくなる直前にかけては、かなりの仕事量っていうんですか、オウム問題にもすごく時間を取られていたという話も聞いています。そんな中でこの事件が起きて、しかも現場にオウム真理教のバッチ、「プルシャ」が落ちていたというようなこともあって、坂本を連れ去ったのはオウムじゃないかというようなことが、当初から取り沙汰されました。なかなか真相が分からないので、断定は出来ませんけれども、その関係が、結局謎のままずっと今日まで来ているわけですね。その辺り、江川さんはオウム真理教というものをずっと追っ掛けて来られて、出版もされているわけですが、この坂本事件とオウム真理教との関わりをどのようにご覧になられているんでしょうか。

江川 今おっしゃったようにバッチが落ちていたり、その仕事量が増えたりということの他に、事件の数日前にオウムの幹部の人たちが横浜法律事務所に来て、坂本先生とかなり激しい遣り取りをしているっていうこともあったんです。まあ、実行犯が誰か、それから裏で手を引いているのが誰かってことを含

めて、まだ全然分らないんですけれども、少なくともあのバッチが現場に落ちていたっていうことは、犯人の中の一人はね、オウム真理教の信者ではないかも知れないけれども、少なくとも信者と何らかの接触があった人だと思っんですね。オウム真理教が犯人だとは、私も弁護士さんも言ったことはないうんですけれども、やっぱりなぜあそこにバッチが落ちていたかという問題はなると思うんです。じゃ、そのバッチの出所はどこかって辿っていくことによって、その犯人に結びつくんじゃないかなあというふうに思っただんですけれども、でも、オウム真理教がどういうわけだか、その協力を拒否しているもんですから。だからその、唯一の手掛かりが辿っていけないっていうような状況になっているんですね。

瀧澤 結局、現場に残っていた外部との関連性を示す唯一のものの調査が、そのままストップしているってことですよ。

江川 そうです。

全国に広がる救出運動

瀧澤 江川さんは、「ヒューマンリポート 横浜弁護士一家拉致事件」を出版されたり、雑誌などにいろいろと記事を書かれたりするだけでなく、全国各地で開かれる集会にも何

回も参加していただいて、本当に全国津々浦々飛び回っておられるんですけれども、そんな各地の集会の中で、何か印象に残ったことがありますでしょうか。

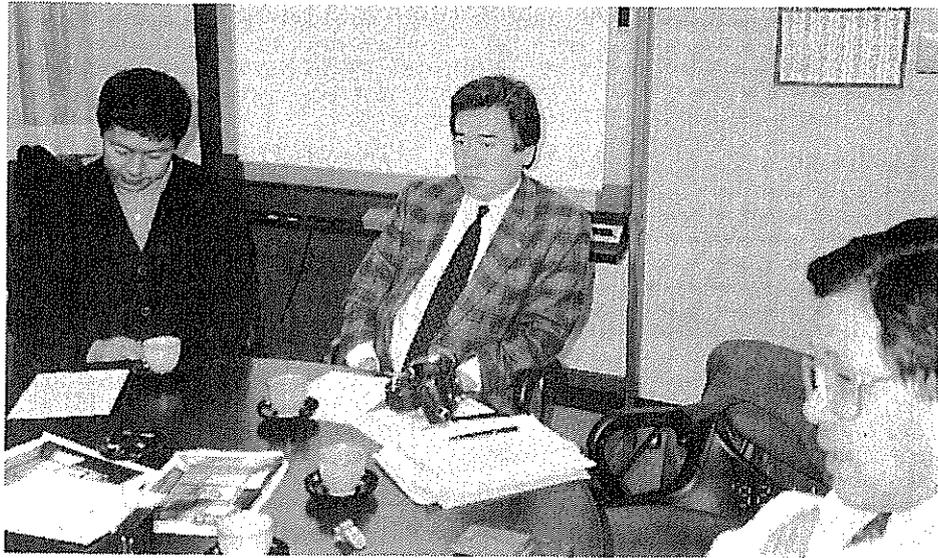
江川 さっき先生はジャーナリストとしてというふうにおっしゃいましたけれど、私はジャーナリストとしては半分、それから坂本さんの個人的友達としては半分、そういう立場からやっているんですね。「私の友達の坂本さんを返して」というようなところもあるの



で、やっぱりやるのは当然だと思うんです。けれども、坂本さんと一面識もない人たちが、全国あっちこちでやっているのですごくびっくりしています。それも、言われたから一回やるっていうのじゃなくて、前々からうんと準備をして、例えば仕事で疲れているのにポスター貼りに行ったり、宣伝カーを回してみたりとか。雪の降る寒いところで一生懸命街頭署名やったりとか。もう全然坂本さんとは会ったこともない人たちがこれだけやっているっていうのを見ると、何か日本も捨てたもんじゃないなんていう感じがしますね。

瀧澤 本場に、東京や横浜にいと分らないですよ。情報もあるし、仲間も多いから、何となくわっしょいわっしょいでやっていけるんだけれども、地方に行くと、一人二人で集会を準備しなきゃならないとか、人を集めなきゃならないということがあって、ビラ撒きするにも人が集まらない。そんな状況の中で、人通りが少ない所でもビラ撒きやらざるを得ない。それでもやっているというのは本当に凄いところがありますよ。

江川 岩手のどこだったか、たった一人の弁護士さんがやっぱり自分の依頼者だとか、それから労働組合の人たちなんかに声をかけたりして、それで集会をやったっていうのがあって。それはとても、何か心が温まるよう



な集会でした。

瀧澤 江川さんは、坂本さんのお母さんさ
ちよさんとも事件発生後いろいろとお付き合
いがあるようですが、お母さんに何か影響さ
れるようなことってありますか。

江川 私はあのお母さんには、事件発生後、

救う会で「真相」というパンフレットを作る
のに、私がちょっとお手伝いするときに初め
てお会いして、それからずーっとお付き合い
いただいているんですけれども、やっぱりあ
のお母さんは凄いなと思うことがよくあるん
ですよ。私なんかだったら多分取り乱しち
ゃって、何やるか分からないっていうふう
になっちゃうと思うんだけど、息子を信じ
て、それで一生懸命待っている。自分も
外に出掛けて行ってね。やれることは何でも
やるっていうのは、ほんとに凄いなというふ
うに思いますね。でもそのお母さんもやっぱ
り人間だから、時々本当に落ち込んだりた
りするようなこともあって。あのお母さんの
頑張り、それからお母さんが落ち込まない
ようにしてあげたいと思うところがあった。
だから、私も頑張らなきゃって思うことはよ
よくあります。

瀧澤 そうですね。坂本さんのお父さんが
事故に遇われて、今も車椅子の生活されてい
るんですが、その看病をしながらも、また全
国の集会を回っておられる、あの姿を見てい
ると、我々も何かエネルギーがわいてくる感
じがしますね。あのお母さんの頑張りがこの
運動を全国的に知らしめて、未だに風化
させないで保っているところはあると思うん
ですね。僕がお母さんと一緒に広島に行ったと

きに、商店街を歩いていたら、通りすがりの
おばさんが突然「あの、坂本さんのお母さん
でしよう」というふうに寄ってきてね。で、
頑張ってくださいって言ってくれたときは、
やっぱりお母さんが本当に一生懸命飛び回っ
て来た成果だなという感じがしましたね。

江川 あのお母さんはあんまり人を責めな
いんですよ。例えば、お父さんが事故に遇
った時も、一人であんな事故が起きるか
もしれないような場所に置いてたんだとか私
だったら会社を責めたかもしれないだけ
ど、お母さんはぜんぜん、責めないんですよ。
ね。そうすると逆に会社の人たちも何とかし
なきゃいけないって思ったらしくて、本当に
一生懸命リハビリとか病院のお世話をしたり
していましたね。それから私がオウムの関係
を坂本先生にお願いしたっていうことで、実
際に犯人かどうか分からないけれども、やっ
ぱり私としては何か罪の意識みたいな感じが
あって、初めて会った時には申し訳ありません
でしたっていうふうに言ったんです。もし
たらお母さんは、あなたがさらったわけじゃ
ないからなんて言ってる。私はもう母がいな
いんですけれども、自分をお母さんと思っ
ていいからっていうふうにおっしゃってくださ
って、ちょこちょこお邪魔したりしてね。だ
から、ああ、この人のためにもちゃんとやら

なきやと思っっています。

今、暴力の時代が来た

瀧澤 この坂本事件は、弁護士業務に対する妨害ということで今、日本弁護士連合会が弁護士全体の問題として、その活動の大きな柱の一つだとして取りくんではいます。同じ根っこの問題だろうと思いますが、この間の伊丹十三さんの襲撃事件だとか、朝日新聞襲撃事件だとか、まさに暴力による言論や、人権擁護活動に対する妨害行為。そういったものが近年非常に増えて来ているんじゃないか。暴力の季節が来ているんじゃないかっていうことが言われています。江川さんもこの本の中でその辺の事例をいろいろ調査されているようなんですけれども、どのような感想を持たれましたか。

江川 例えば天皇の問題なんかで言えば、右翼を怒らせるようなことを言うちょっと左翼的なやつらがやられるんだとかって言われますよね。朝日新聞のときもそういうふうに言われました。昭和天皇が亡くなって、その後、大嘗祭とかいろいろありました、それが賛成だ、反対だっているんな議論が起きたときに、フェリスの学長さんの家に銃弾が打ち込まれたんですけれど、あの時はやっぱりそういうものを反対する立場の人が



やられたんですね。だから、それは朝日新聞なんか襲撃されたのと同じじゃないかって、括弧で括られそうだったんですけれども。ところが今度は村松剛さんといって、むしろそういう天皇制を支持している論客がいるんですが、あの人の家にも火炎瓶が放りこまれたりしたんですね。それはその逆の立場の人がやったんだと思うんですけれども。だから一つの問題について両方の立場から発言をした

人がいずれもやられているということは、つまりこういう考えの人だから遣られやすいとかじゃなくて、どんな考えの人でも、発言をするっていうことについて暴力の危機を覚悟しなきゃいけないような、そういう時代になって来てるのかなあっていうふうな危機感を覚えますね。

瀧澤 具体的に江川さん自身がそういう暴力を受けるとか、嫌がらせや脅しといったものを受けた経験というのはありますか。

江川 まあ、ないわけじゃないですけども、自宅にまで来るといったことはないです。無言電話があったりしたことはありませんけれど。ただ取材に行ったりした先でね。石垣島でオウムの信者二、三百人に取り囲まれちゃったりとかね。

瀧澤 江川さんはオウム真理教に関して、「救世主の野望」という本を書かれましたよね。ああいった関係で嫌がらせを受けることはなかったですか。

江川 あれはね、裁判を起されました。あの本は、オウムを暴くとか叩くとかいうのが目的じゃなくて、何でこんなのが流行っちゃうの、何でこういうところに若い人たちが行くのっていうことを知りたくて書いたんです。結局、向こうにとってはあまりよくないことが多分書かれていらっしゃるしくて。最初は、

出版差止めの仮処分、それから本訴を起こしてきて。そのときに一〇〇万円の損害賠償かな。オウムはあちこちでマスクミ相手にやっているんですよ。大体一億とか二億を請求しているんです。多分私の支払い能力を見たのか、一〇〇万円っていうので、えっ、本当に一〇〇万円なのって。(笑い)

同じことをみずみずしい感動と共に 言い続けよう

瀧澤 もともと弁護士の仕事は、その依頼者が誰かによって、いろんな考え方の相手方と対峙しなければならぬ。弁護士はそういう意味で、常に誰でもそういう暴力に曝される危険性を内包していると思うんですよ。そういうことから、この坂本事件は、このまま絶対終わらせちゃいかんというのは、みんな共通の認識だろうと思うんです。今後これを風化させずに絶対解決に結び付けるための活動を、我々もいろいろ考えて行きたいと思えますけれども、江川さんの目から見て、今後どういう心構えで進めていったらいいのか、何かお考えありますか。

江川 一つは、これを実際捜査しているのは警察の人なので、その警察を怠けさせないようにはしなければならぬ。そのためにはやっぱり世論の力が絶対必要なわけで、これま

での運動のやり方は基本的に正しかったと思います。今警察はどういう情報を掴んだのか分からないんですけども、異様に元気なんですよね。警察の幹部の方と会ったりしても、今までと全然違う発言をされたりしていますので、とても期待が持てると思うんです。ひょっとしてそれが駄目でもう一回やり直しということになるかもしれないけれども、やっぱりそれは世論にすぐ訴えかけてきた成果だと思えますね。それからもう一つは、なかなか捜査に進展がなくて、私たちも新しい材料が入手出来なくて、いつも同じようなことを、どこへ行っても喋っているような感じになるんですが。そうすると、ともするとマッネリになってしまうんですね。でも例えば街頭で雨の中署名をやって、その署名がわあっ！とインクで滲んでいるんですよ。そういうのをこう見て、私なんかすごく感動しちゃうんですけども。そういう感動を自分のエネルギーにして、いきたいと思うんですよ。あ亡くなったジャーナリストの青地農さん。あの方が、「同じことをみずみずしい感動と共に言い続けよう」って。これは韓国の民主化の問題に絡んで言われた言葉なんですけれども、とにかくいくら言っても何も変わらないように感じないけれども、私たちはやっぱり言い続けなければいけないっていうね。そしてそれ

はマンネリじゃなくて、それを新たな感動、みずみずしい思いを共にしてやっていこうっていうことを言われたんです。やっぱり今坂本事件に必要なのはそれじゃないかなあと、そんな感じがします。

瀧澤 うん。難しいことだけれど、そういう心構えで行かないといけないと思いますね。とくに最近では東京、横浜がわりと疲れて来ていて、回りの地方が非常に盛り上がりつつあるんなアイデアを出して頑張っているんですよ。だから、それをうまく連結してね、全体的な動きとして盛り上げていく必要があると思いますね。

江川 タクシーにステッカーを貼ったりとかね。

瀧澤 そう千葉の牛乳パックとかね。

江川 ええ。あの牛乳パックの工場をフジテレビの人が取材に行って、坂本さんの似顔絵が付いた牛乳パックがだあーっと出てくる映像を撮っているんですよ。すごい迫力があって、ああ、これが関東地方にわあーっと散っていくんだと思うと、何となく元気が出ちゃたりね。

瀧澤 ああいうのを無料で、ボランティアでやってくれるところが、この事件の凄さですね。

江川 ええ。本当そうだと思いますね。タ

江川さんから見た弁護士像

瀧澤 坂本事件以外についても二、三うかがいたいんですが、まず、江川さんはお仕事の関係で弁護士と接触が非常に多いと思うんですけれども、弁護士会とか弁護士のイメージはどのようなものか、また弁護士に望むことは何かありますでしょうか。

江川 すぐぱっとは思いつかないんですけども、やっぱり、普通の人にとっては弁護士の事務所って、ものすごく敷居が高いと思うんですよね。

丸島 なるほど。

江川 弁護士会の方でもあちこちでいろんな努力をされているようですけれども、そういう努力をする方というのは、大体いつも決まっているんですよね。だから、こういうところへ集まっていっちゃう弁護士さんに望むことというのは特にはないんですけども、問題はそういうところに集まらない弁護士さんたちにね。何かもうちょっと、自分のお金儲けも大切だけど、やっぱり、困っている人たちのことも考えてとか、もっと敷居を低くしてとか、そういうことは言いたくなってしまいますね。でも、こういうふうにならな命やっっていう先生、一銭にもならないどころか持ち出しでね、いろんなことをや



っていらっしゃる先生もいっぱいいらっっしゃいますよね。

丸島 江川さんは冤罪についても研究していらっっしゃいますね。

江川 はい。冤罪事件の取材なんかしていると、もうとにかく全部持ち出しでね。出張に行かれるのも、自分で費用払っている弁護士さんもうらっしゃるし。そういうのを見ると本当に大変だなと思うし、すごく尊敬しますね。それとは逆に、例えばすごく高

いお金を取ったり、預ったお金を着服しちゃったりね、悪いことをするような弁護士さんが時々いらっっしゃいますよね。私は根が意地が悪いもんですから、弁護士不祥事というファイルを作ってます。新聞に弁護士のそういうのが載ると、それにファイルして、私のコレクションにしているんですよ。

丸島 怖いねえ。(笑い)

江川 それから弁護士さんで、身内に甘いところがあると思うんですよね。弁護士会の処分が、「自由と正義」に出ていますよね。最近理由はやっとな載るようになりましたけれど。でも普通会社員が着服したら、首ですよね。

丸島 うん、うん、うん。

江川 そういう甘い処分にしているから、私のコレクションに入ってしまうような弁護士さん、警察にまでご厄介になっちゃうような弁護士さんが出てしまうんじゃないかなと思いますけどね。

雲仙普賢岳『大火碎流の行方』

瀧澤 江川さんは、最近この坂本問題以外ではどんなことに関心持っておられるんですか。

江川 私、島原にずっと通ってまして。カメラマンの人たちが沢山亡くなって、その



人たちのことを書くために取材を初めたんですね。で、それが最近単行本にやっとなったんです。「大火碎流の行方」というタイトルで、文芸春秋社から。

丸島 よく書きますね、江川さんは。筆力旺盛に。

江川 事故の日の出来事と、そのスチールカメラマン四人に一応絞って、それでその人たちの生い立ちみたいなのを書いたりとか。それからあの事故が起きてすぐ報道自粛み

たいなのが大手マスコミの間に広がったんです。行政が引いた警戒区域の線を、すごく従順に従うんですよ。私の友達のフリーカメラマンが今また警察に意地悪されているんですけども。その警戒区域の中に入って、しかもその彼の場合は、頂上に登って火口まで入って写真撮って来てそれを掲載したら、警察が最初に目を止めるっていうよりも、どこかの新聞社が警察にちくるわけですよ。

瀧澤 なるほど。いやらしいですね。

倉田 ちょっと抽象的ですけど江川さんのジャーナリスト精神って何ですか。

江川 いや、そんなに大上段に振りかざすようなのはないんですけど。ただやっぱり私たちの仕事というのは新聞とかテレビとかの大マスコミが取り上げない、取り上げようとしないものをやっていくのが私たちの仕事だと思っんです。だから必然的にそういう危険に面することはあると思うんです。でも危険をどう回避するかというのめやっぱり能力の一つなんです。しょっちゅう刺されてばかりいるのは困りますからね。例えば、私だったらオウムのようにはなるべく目撃者がいないような状況では行かないとかね。暴力団のところに行くこともあるんですけど、暴力団はこっちがソフトにしていれば基本的に女に手を出さないんですね。そういうのがあるから、

「後藤さんいらっしゃいます？」って。(笑い)

瀧澤 それでは最後に丸島先生、まとめていただけますか。

丸島 まとめにならない感想ということですが、許していただきたいと思いますが、お話を伺いして、フリーのジャーナリストの方々の仕事というものは、弁護士の動き方と根底で共通するところがあるなと感じさせられました。

組織をもたない個人の仕事であり、それぞれの探究心というか、旺盛に事実を追求しようとする気構えを持って事に取り組む。そして掴んだことを、口であるいは筆で、つまり言論で、しかも発言主体をきちんとしてアピールしていく。そうした仕事の面白さ追いつめて、私達弁護士もジャーナリストも日々の仕事を続けている面があるのではないでしようか。

ところが、こうした言論の場を、全く異質の有形無形の圧力で押し潰していこうとする流れが、我々の社会に厳然としてある。本当に許せないことだと感じます。

江川さんのような活動が自由に広がることは、弁護士の活動が自由に広がっていくことと何か共通のものがある。互いの自由な活動が広がり、生き生きと発言ができる場が広が

っていくことは、この社会の民主主義が本当に成熟したものとなっていくために大変大きなことだという思いで、お話を伺ってありがとうございました。

今日は、本当に有難うございました。江川さんの益々のご活躍を祈りたいと思います。そして坂本さん一家の救出が一刻も早く実現できるように私達も努力をしていきたいと思えます。

(拍手)

江川 紹子 (えがわしよこ)

一九五八年、東京都生まれ

早稲田大学政経学部卒業

神奈川新聞記者を経て、現在フリージ

ャーナリスト

著作

『冤罪の構図―やったのはおまえだ』
(社会思想社)

『救世主の野望―オウム真理教を追って』
(教育史料出版会)

『ヒューマンリポート 横浜・坂本弁護
士一家拉致事件』(新日本出版社)

『大火砕流の行方』(文芸春秋社)

捜査の方向に自信

知念県警「事件解明前の雰囲気」 刑事部長

県警の磯子署特別捜査本部は二日も早い一家の幸せを回復したい。(本部長・知念県警刑事部長)を合言葉に、粘り強い捜査を継続、「研ぎていきます。続けます」をキャッチフレーズとした情報提供を新たに呼び掛けるボスター二十万枚を作製、全国に配布した。知念部長は二十八日、三年間の捜査経過を発表、県民、国民からの情報の提供を改めて呼び掛けた。

これまでの捜査では、磯子区洋光台の坂本さんの自宅周辺で、延べ二万九千六百五十九世帯、六万四千六百六十二人から聞き込みを行った。近くを通行する六千九百人からも協力を得たが、事件に結び付く有力な情報は得られていない。作製したボスターは百十萬枚に及ぶ。寄せられた情報は七百十八件。このうち、

今年九月二日に同本部に脱獄された二十四時間体制のフリーダイヤルサービス(0877-9に二百七十八件もの情報が寄せられ、三年を経過するものの、国民の関心の高さが裏付けられ、捜査員は勇気づけられている。(知念部長)。

捜査本部の士気は高いという。知念部長は「地道に積み上げてきた情報は膨大だが、捜査の方向性には自信を持っている」と話す。「方向性」とは、坂本さんの弁護士活動に絡んだ「事件」のミミと推測される。知念部長はまた、「手はまひなわけではない」「三年間は不利な条件ばかりとはいえず、時の経過とともに(事件関係者の)閉ざされた心が開かれてくる可能性がある」「捜査本部の

抱う盛な士気は事件が上がる時の雰囲気がある」などと語っており、捜査のなんらかの進展を示唆したものと受け止められる。



捜査経過を発表する知念刑事部長

神奈川新聞 (平成4年10月29日付 朝刊)

盛り上る請願運動

——坂本弁護士一家拉致事件の

現状について



飯田 伸一

(29期)

私は、坂本弁護士事務所所属している横浜法律事務所の同僚です。坂本弁護士一家拉致事件の救出活動等の現状についてご紹介します。

一九九二年二月二日、横浜市議会に、「坂本弁護士一家拉致事件について、引き続き質的量的に強力な捜査の継続を要請する意見書を警察庁長官あて提出する」ことを求める請願書を提出しました。この行動には、坂本弁護士の母さちよさん、坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会（救う会）所属の弁護士五名、労働者や市民で組織されています坂本弁護士と家族を捜す会（捜す会）所属の市民六名が参加しました。紹介議員は、自民党はじめ全会派の議員が名をつらねています。請願署名は約六万名にのびりました。ちなみに、一月六日、神奈川県内で初めて請願が全会一致で採択された川崎市議会への署名は約二

万、藤沢市議会への署名が約一万、坂本弁護士さちよさんの地元横須賀市議会への署名は約六万五千になっています。

そして、一二月四日、神奈川県議会に対し、坂本さちよさんも参加して、同趣旨の請願書が、全会派の紹介議員を得て、提出されました。この請願署名は約二〇万名になりました。特筆すべきことは、請願署名に各界から多くの著名人の方々の協力を得たことです。敬称を略して、その一部の方々を紹介します。弓削達フェリス女学院大学長、小田中聰樹東北大教授、服部学立教大名誉教授、越智昇横浜国立大学名誉教授、野沢浩神奈川大学名誉教授などの学者、山田太一、小林久三、椎名誠、堀田善衛などの作家、山田洋次、岡本喜八などの映画監督、俳優の滝田裕介、音楽家の高木東六、茶本繁正日本ジャーナリスト会

ホテルヨコハマの代表取締役、野並豊崎陽軒の代表取締役、松信泰輔有隣堂社長、加藤進治アポロ石油株式会社社長などの財界人、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、組合役員の方などです。また、街頭署名も予想外に多く集まり、順番を待って署名してくれたり、「どうなっていますか」と声をかけてくれる人も多数いました。地域の連合町内会からも大変な協力を戴き、坂本さちよさんの居住地では住民の人数よりも多い署名を得ています。

この請願運動の始まりは、さる一〇月二七日、横浜で開かれた「坂本弁護士と家族の救出をめざす第三回全国集会」での訴えからでした。集会では、岡山、福岡からの救う会会員、日弁連理事者を含む弁護士と市民、など八〇〇名で埋った会場で、千葉の牛乳パックによる情報提供のよびかけ、町田の請願運動、京都・滋賀のステッカー運動など各地の救出活動が紹介されました。パネルディスカッションでは、その著作により暴力団から襲撃を受けたジャーナリストの溝口氏の「事件後も筆を折らないことがジャーナリストの責任と悪い執筆を続けた」との発言が共感を呼び、また坂本さちよさんの「三年を迎えたくなかったが、（坂本夫妻や孫の龍彦ちゃん）笑顔で言葉

を交わす日の来る事を信じています。息子たちを無事に帰して」との訴えは会場の涙をさそいました。さちよさんの再会の願いを託した「希望」の詩も、日本フィルのメンバーの伴奏で、女優沢田亜矢子さんの朗読で会場に流れました。日弁連阿部会長が市民とともに救出活動を推進していく決意を表明し、集会がしめくられました。

日弁連は、坂本宅の現地調査をはじめ、いま北海道や九州など各地域ブロックから救う会に所属している弁護士などを対策本部の事務局員に委嘱して、各地で救出活動をしていく体制を整えています。イベントを催し、著名人の色紙等の販売を行なうなどの企画も計画されているようです。

さる一〇月二八日、県警捜査本部長の記者会見が行なわれ、捜査の方向性は正しく、捜査員の志気は高いとの発言がありました。事件発生後三年たっているにもかかわらず、一二〇名の捜査本部体制が維持され、捜査本部長がこの様な発言をすることは、各地の救出活動の成果です。

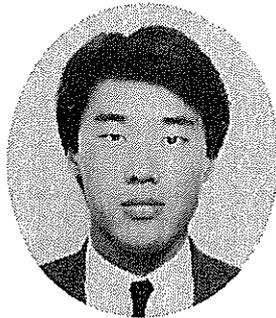
そして何より、犯人グループのひとりとして、隣りにひそんでいるかも知れない人に、その良心をめざめさせるために、全国各地で捜査体制の維持強化を求める決議の地方議会への請願運動を進めていくことを願います。

す。神奈川では、一九九三年からは、横浜、藤沢、川崎、横須賀以外の市でも請願運動をしていく予定です。東京の救う会では、都議

会での請願運動を計画しているとのこと。会員の皆様の格段の御協力をお願いします。

生きて帰れ 坂本！

—東京における救う会の活動



小澤 哲郎

(39期)

一 東京は、日弁連及び東京三会のほか警察庁、警視庁、国会等坂本事件の解決に直接関わる官公署が集中する場所である。また、東京は全国の注目が集まるところであり、そこでの出来事は広く全国に報道される。

そこで、事件発生の翌年である一九九〇年二月、東京での救う会の活動を担う組織として、東京救う会が組織された。

以後東京救う会は、法友全期会員を中核メンバーとして、全国救う会と共に活発な活動を続けている。

二 東京救う会は、まず街頭署名、ビラまき等全国レベルで行われる活動を東京でも実

施するという役割を果たしている。そのような活動が東京で成功するか否かは、それが報道を通じて全国に伝えられるか否かに直結しており、極めて重要である。

次に、日弁連・東京三会对して対策本部設置を要請しこれを実現したのを初めとして、日弁連・東京三会对する諸要請をし、あるいは同四会による坂本弁護士救出活動に関する提案を継続的に行う等、救う会と日弁連・東京三会同のパイプ役となっている。毎月行われる日弁連の事務局内対策本部の会議にも、必ず東京救う会から数名参加している。

坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会



坂本さん!

懸賞金・5000円

情報をお寄せください

☎045(662)2226
FAX.045-662-6578
(横浜法律事務所)

事件発生後三年を経過する現在では、対外的活動には日弁連や東京三会の協力が不可欠となりつつあるが、日弁連の呼びかけにより本年一〇月の街頭署名に多数の東京三会理事者が参加するなど、同四会からは全面的なバックアップを頂いている。

三 右のような「全国レベルでの活動」とは別に、独自の発案による活動、「東京」という場所柄を生かした活動も精力的に行われている。

本年一〇月に青山ベルコモンズで行われた、「Watching Now 坂本弁護士事件92」は、その好例である。「この



わたしより
あなたへ

坂本 堤 弁護士・都子さん・龍彦くん、この人たちを見かけた人はいませんか。
この人たちのゆくえについて何か知っている人はいませんか。
どんな小さなことでも知らせてください。

坂本弁護士と家族を救う
全国弁護士の会
〒221 横浜市中区日本大通17番地
朝日生命横浜日本大通ビル8F
横浜合同法律事務所内
電話 045(651)2434 / Fax.045(641)1916

事件の今を見つめる」という視点から三日間にわたりプロの写真家による現場の写真と事件を説明するパネルが展示され、多数のタレントや文化人が坂本事件について語り、ミニコンサートが催された。三日間で約八〇〇名の来場者を集め、それまで集会等に参加したことのない若い人々が目立った。

他に、これまで電車の中吊り広告、小田急・京王・東急等私鉄の駅へのポスターの無料掲示、テレホンカードの作成・販売等の活動も東京で独自に行ってきた。特にテレホンカードはこれまでに約一五、〇〇〇

枚を販売し、販売価格の内カンパ音々に東京救う会の活動を支える重要な財源となっている。

今後の東京救う会の活動の中心は、当面東京都議会に対する請願・その採択の実現しながら、精力的に準備を進めなければならない。

四 最後に、本年一〇月、法友会及び法友全期会により東京救う会に対するカンパ要請が行われ、以後今日に至るまで会員諸兄から貴重なカンパをお送り頂いている。この場を借りて、心から感謝と敬意を表したい。

92年10月16日～18日、青山ベルコモンズで開催された

『Watching Now 坂本弁護士事件'92』

(会場でのスナップ)



左より
江川紹子さん

都子さんのお父さん
坂本弁護士のお母さん
木村晋介弁護士



左より

ビー子さん
大宅映子さん
森 瑤子さん
木村晋介弁護士



東ちづるさん



真行寺君枝さん



左より
 沢野ひとしさん
 高橋幸宏さん
 椎名 誠さん

坂本事件の経過

【平成元年】

一〇月三十一日 坂本さんの勤務先の横浜法律事務所が宗教団体の幹部ら三人を訪れる。「被害者の会で動いたら、おれたちにも考えがある」と言い残す。

十一月三日夜〜四日未明 坂本さん一家三人が行方不明に。

六日 無断欠勤。坂本弁護士の父良雄さんが自宅を訪ねる。一家三人とも不在。

七日 坂本さんの両親が坂本さんの所属する横浜法律事務所に相談。同僚弁護士らが自宅訪問。失跡との疑いを強め、神奈川県警横須賀署に母さちよさんが搜索願。県警は「特殊家出人」として捜査に着手。

一五日 県警が公開捜査に踏み切る。

一六日 横浜法律事務所は「家族をも巻き込んだ卑劣な犯罪」と声明。

一七日 三人が事件に巻き込まれた疑いが強いとみて県警が磯子署に「横浜磯子区弁護士一家失跡事件捜査本部」を設置。坂本さんと交流のあった労組、市民団体も「坂本弁護士と家族をさがす会」を結成。

一八日 坂本さんが失跡後、自宅からバッジが見つかった新興宗教団体「オウム真理教」（麻原彰晃教祖）の外報部長、顧問弁護士が横浜市内で記者会見、事件との関係を否定。

一月二〇日 横浜弁護士会が「坂本弁護士・家族救出対策本部」を設置。

二一日 「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会（救う会）」が発足。

二五日 日弁連も「坂本弁護士に関する事実調査のための協議会」を設置。調査に乗り出す。

二月 四日 捜査本部が宗教団体の代表から事情聴取。関与否定。

二四日 横浜弁護士会の「救出対策本部」が「ら致事件」とする調査結果の一部を公表。「坂本さん宅のふすまにへこみがあった」など一家が暴力的にら致された可能性を示す。

二五日 日弁連元会長、横浜弁護士会元会長ら弁護士有志三五人が「失跡は暴力、脅迫のもとにら致された事件」として被疑者の氏名不詳のまま逮捕監禁罪で県警に告発。

【平成二年】

二月 九日 横浜弁護士会が初めての市民集会を開催。また日弁連元会長ら三一人が被疑者不詳のまま第二次告発。

二二日 「弁護士一家が埋まっている」との匿名情報をもとに捜査本部が長野県警の協力を得て、長野県大町市日向山の搜索を行なうも空振り。

四月 九日 「救う会」が捜査体制の強化を求める警察庁長官あての署名二〇万人分を捜査本部に提出。

六月 一五日 「救う会」が捜査体制の強化を求めて全国一斉に街頭署名活動を展開。

七月 一〇日 坂本さんの父良雄さんが磯子区内で仕事中大けが。

九月二日 日弁連が坂本弁護士失跡事件を「弁護士業務に関連した凶悪なら致事件」とする調査結果を発表。

十一月一日 横浜市で「生きて帰れ!!坂本弁護士と家族の救出をめざす全国集会」。

三日 失跡一年。約三万人から事情を聴取、寄せられた情報は二八四件と県警刑事部長。

一三月 七日 坂本さんの母さちよさんの日記などからなる「仔山羊(こやぎ)の歌もういちど」を全国の書店で発売。

一八日 全国の弁護士有志で組織された「坂本弁護士一家救出のための懸賞金広告実行委員会」が、日本の犯罪史上初めての、事件の情報を求める懸賞広告活動(総額二〇〇〇万円)をスタート。

【平成三年】

四月 八日 坂本弁護士三五歳の誕生日。「救う会」が捜査強化の呼び掛け。母さちよさんも署名活動に立つ。

六月二日 中坊日弁連会長が県警に捜査強化要望。

七月 三日 「救う会」が全国一斉に街頭署名活動を実施。また懸賞金広告実行委員会は情報募集期間を一月まで再延長するとともに懸賞金総額を五〇〇〇万円にアップすることを決定。

一〇月二五日 二年間で捜査員延べ約二万人を動員したが手掛かりなし。「従来の規模で基本的な捜査を続ける」と刑事部長。

一一月 三日 失跡二年。横浜市で「生きて帰れ!!坂本弁護士と家族の救出をめざす全国集会」。

【平成四年】

四月 七日 阿部日弁連会長、副会長が坂本弁護士宅訪問。

八月 八日 坂本弁護士三六歳の誕生日。東京町田市で市民集会。「救う会」が全国で一斉署名活動。フリージャーナリストの江川紹子さんが「横浜弁護士一家拉致事件」を出版。

五月 七日 「懸賞金広告実行委員会」が情報募集期間を一一月三日まで再延長することを決定。延長は半年ごとで今回が四回目。

九月 一日 磯子署捜査本部に事件の情報を求める二四時間体制のフリーダイヤルが設置。〇一二〇(一〇)八七一九。これまでに寄せられた情報件数は一年目が二八四件、二年目が八三件、三年目は九月一日現在で七三件。

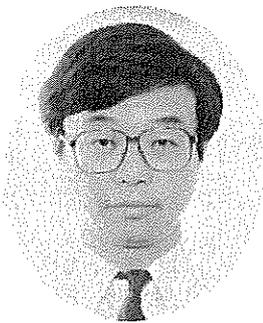
一〇月一六日 東京青山のベルコモンズで「WATCHING NOW 坂本弁護士事件'92」開催

一〇月二七日 日弁連などが「坂本弁護士と家族の救出を目指す第三回全国集会」を横浜市で開催。八〇〇人が参加し、日弁連会長ら救出を訴える。

一〇月三〇日 日弁連の呼びかけで、全国全ての単位会から声明が出され、同時に全国一斉街頭署名。

最近の民事介入暴力

——占有屋の手口とその対応策



今井和男

(35期)

一 最高裁判所において平成三年三月二日に言い渡された短期貸借に関する判決は、占有妨害、執行妨害に苦慮する側にとつてたいへんショックなものであった。

すなわち、濫用的短期貸借のケースにつき、民法三九五条但書によって解除が認められても、抵当権者はその占有者に対して明渡しを求めることはできないというものだからである。こういう解釈がなされては、民法三九五条但書は実務的にはほとんど機能しないと云っても過言ではない。

二 この判決の理由とするところは、抵当権は債権の弁済を受けるための担保権であつて、抵当不動産を占有する権限を包含するものではなく、抵当不動産の占有関係について干渉しうる余地はないのだということである。それは抵当権の一般的性質をいつたものとしてはもちろん間違いではない。しかし、本件で問題になっている真の争点

は抵当不動産に対する占有妨害に対して、抵当権者はいかにこれを排除しうるかという点である。ここでは、抵当権に基づく妨害排除または妨害予防請求権をどのような要件でどのような方法で認めるべきかという実質的な議論がなされなければならないはずである。ところがこの判決は、不法占有により抵当権は侵害されないとまで言い切ってしまった。

三 最近における占有妨害の手口は、次のようなケースが一般的である。抵当権を設定した債務者の資金繰りが悪化すると、倒産直前にわずかな資金援助を受けた暴力団関連の金融業者に対し、そのときの力関係で否認なしに債務者は当該抵当不動産に対する貸借権を設定させられる。このプロの占有屋は、あたかもかなり以前から貸借権を有していたかのようなバックデイトの賃貸借契約書を作成して、抵当権の実行に備え

る。債務者が倒産し、抵当権者である債権者は競売申立ての準備を進める。ところが、少し前まで更地であった土地や空き家であった建物に何者かが占有している現実を知る。慌ててその対策を練る。占有屋からは、高額な立退料もしくは融資額を大幅に下回る抵当権抹消料による解決を迫られる。最近、担保不動産の買取りの構想が新聞等で発表されており、彼らは一層このような、「しのぎ」を期待しているのではないかと私は懸念している。

占有屋がバックデイトの賃貸契約書を作成して、かなり以前から貸借権を有している外形を作出する理由は、引渡命令発布の要件潜脱にある。引渡命令が発令されても、占有屋は、執行抗告によって時間引延しなどの抵抗を試みる。そして、確定して実際に引渡命令の執行を行っても、もともと彼らは不当な対価を狙って占有妨害をしているわけだから、最後の最後まで抵抗することが多い。まして一件記録からは、引渡命令の要件を充足しないと認定され、明渡訴訟になったときの判決による強制執行完了までの手間はけっして楽なものではない。

四 そこで、競落前にこのような悪質な占有妨害を排除できないかという点が問題になるのは、ごく自然の成行きである。このような観点から思いつくのが、濫用的賃貸借

に対する解除を定めた民法三九五条但書と民事執行法による保全処分である。それにもかかわらず、冒頭の最高裁判決が前述のとおり判示をした現在、残された途として、売却のための保全処分（民事執行法第五五条）、最高価買受申出人等のための保全処分（同法第七七条）の適用範囲を解釈によって拡げていくしかなかった。

まさに、このような競売実務、執行実務からの救済要望に応えるかのように、右最高裁判決の直後から、とくに東京地方裁判所民事第二一部を中心に、占有妨害排除のためのさまざまな画期的な保全処分が発令されるようになった。たとえば対象不動産に入居させようとしている行為、内装・外装を始めた行為、車を駐車させたり建築予定地である旨の看板を設置させたりする行為、対象土地を駐車場にするために整地をする行為などにつき、売却のための保全処分を発令している。

五 従来からあったこの売却のための保全処分がほとんど活用されなかったのは、次のような理由による。一つは民事執行法第五五条一項でまず単純不作為命令または一定の作為命令を発令し、この命令に違反したときに同条二項により執行官保管が命ぜられるという規定の仕方をしているということ、二つ目は最も本条使用の障害となつて

きた、保全処分の相手方としては当該「債務者」のみを規定し、「第三者」を明示していない点である。この点は同法第七七条の買受人のための保全処分も同様である。また更に、申立人は差押つまり競売申立てを済ませることが要件となっていることも切迫した占有妨害に対しては対応が間に合わない場合もある。

ところが、最近の判例によれば、場合によつては一項、二項のステップを踏む必要もないと言ふ判断もあり、また一項の命令、例えば占有移転禁止の命令を公示するといふ方法も認めている。これは実質的には執行官保管に近い効果を持つ。そして、第三者に対しても事情により債務者の占有補助者と認定したうえで相手方として本保全処分を発令できるとするに至っている。ただ差押債権者という申立人要件は緩和されていない。

六 このように、執行裁判所が、悪質な占有妨害に対して、民事執行法五五条、七七条の解釈によつて、排除命令や執行官保管を発令する方向は現行法上残されたほぼ唯一の法的手段として大いに歓迎されるべきものであるが、今後さまざまな形態の占有妨害、とりわけ暴力団対策法施行後の企業事務所、企業舎弟という形態によるものが増加すると十分予想される現在、民事執行法

五五条、七七条の解釈だけで、とうしても一定の限界がでてくるように思う。従つて悪質・巧妙な占有妨害、執行妨害に対して、即時・的確に対応できるように立法的措置が早急に望まれる。私は、右に述べたような解釈によつてカバーしている部分も含め正面から保全処分の規定を改正または追加する現実の必要に迫られていると考えている。

具体的には一項、二項という規定の仕方の見直し、一定の要件のもと第三者に対しても発令できる規定、差押債権者のみならず競売申立をすみやかに行うことを条件として、一定の保全の必要性ある場合は差押前の抵当権者も申立人となり得るという規定の創設が必要であると考えている。

このような議論には必ずと言っていい程短期賃貸借の制度をなくせばいいのではないかとという意見をよく耳にする。しかし、私は短期賃制度の全廃は必ずしも占有妨害執行妨害の有効な排除策にならないと推測している。やはり妨害に対しては妨害に対抗する有効な保全処分の完備が必要なのである。占有妨害を狙っている相手方がこんなに低コスト低リスクで莫大な収入になる資金源をそう簡単に諦めるはずがないからである。

日弁連便り

日弁連司法改革推進本部の活動

日弁連司法改革推進本部

事務次長

水野邦夫

(28期)

いま、司法をめぐる市民の運動に新たな風が吹き始めている。全国各地では裁判を傍聴する会が結成され、裁判のあり方を自分の目で確かめ、考えようとする市民が参加を始めている。東弁では「司法の改革を考える市民会議」が開催され、一〇〇名を越える市民が参加し、今後その継続化に向けた模索が開始されている。このように司法のあり方に対して目を向けていこうという市民の自覚的な動きが新たな形で芽吹きはじめようとしているのである。福岡で開催された司法シンポジウムは、このような流れの一つの結節点であった。このような動きはこの間に弁護士会が積み上げてきた「司法改革」への新たな流れに刺激された面があることは間違いないものと思われる。同時に今後、弁護士会の「司法改革」運動が基礎とし、提携しなければなら

いのもこのような市民運動であることも間違いない。日弁連司法改革推進本部では部内に市民ネットワークチームを結成し、各地の裁判傍聴運動などと連携して司法改革を進めていく方針を打ち出した。

司法改革推進本部が当面の課題として執行部から与えられているのは、①民事裁判の運営改善と②弁護士任官の推進である。

民事裁判の運営改善については、各地の裁判所と弁護士会との間で、主として裁判所の呼掛けにより協議が進められている。本部では各地に事務局メンバーを派遣してその実態を把握するとともに、弁論兼和解のあり方など各地に共通する課題についていかなる対応をとるべきか議論してきた。また速記官の不足による尋問調書の不備など各地の弁護士会で共通の課題になっているものを最高裁と協

議する必要があることもわかってきた。そこで近日中にこれらの全国共通の課題につき最高裁と推進本部が協議の機会を持つことを決め、最高裁の了承を取りつけた。また各地で広がりつつある前記のような市民運動に表れた意見を民事裁判運営の積極的な改善に結びつけるための交流集會も企画されている。

弁護士任官については、各地で最高裁、法務省の人事担当者を招いて、任官後の待遇等につき、きめの細かい説明をしようための説明会を開催した。また東京、大阪、名古屋などの大きな単体会では協議会を作ってもらい、取り組みを強めてもらっている。しかし率直に言って会内の盛り上がり、任官者の現実的確保の両面ともにいま一步の感がある。いま私たちが弁護士任官に取り組まなければならない必要性について会員ひとりひとりの胸に落ちるものが未だ十分でないのであろうか。任官を志望することは、ひとりひとりの志望者にとっては人生の重大な選択である。抽象的意義を論ずるだけでは足がもう一歩前に出ないのかもしれない。しかしこの問題は一年や二年の短期的視点のみでその是非を論ずべきものでもない。さらに会内における議論が広がり、深められることを期待したい。

一九九二年一月一六日の推進本部全体会議において、阿部日弁連会長は、前記の二つ

の課題のほか、以下の三つの課題を推進本部に取り組んでもらいたい旨意向を表明された。

①最高裁判官の任命について

日弁連は、過去において最高裁判官任命諮問委員会設置法案、国民審査法改正案などをまとめた実績があるが、未だ実現しないまま取り組みは中断されている。今日の状況の下であらためてこの課題に取り組む。なお日弁連内部の最高裁判官候補者選任システムの改革については、今回一定の前進をみたがさらに今後の中、長期的改革について日弁連内にワーキンググループを作り、検討を開始することになっている。

②司法予算の増額要求

速記官の不足、刑事被告人となった外国人のための通訳の不足など具体的に今もっとも求められている課題をもとに司法予算の増額を図っていく。

③裁判所内弁護士控室、会館地代問題などについての取り組み

地方の単位会によっては、裁判所内に一室をもらい弁護士会の事務室としたり、裁判所の敷地に弁護士会の会館を設けているところが少なくない。これらの単位会では、裁判所の庁舎管理規程に従わなければならないため法律相談活動ができなかったり、地代の急激

な上昇に頭を悩ましている。このような事態は市民に親しまれる弁護士会を築いていくうえで大きな障害となっている。裁判所との間で弁護士会の公共的活動についての共通の認識を作り、これらの問題を解決していかなければならない。これまでは理事会内で取り組みできたが、理事の任期が一年であるため、継続的かつ長期的な取り組みという点でやや

司法改革をめぐる諸問題



日弁連理事

竹之内

明

(31期)

今年度日弁連理事会も回を重ねて七回になった。この間、民事訴訟法改正問題を巡って大きな山があったが、その外は、議論がおおきく分かれることもなく、ほぼ平穩に推移している。司法改革という大きな流れの中で、問題に取り組む視点がほぼ共通化された結果なのかもしれないが、敢えて言えば、そのために議論が貧困化しているような気もし

問題かあった。そこでこのオピニオンをきく。問題とし、より継続的、長期的視野で取り組む。このように推進本部の課題は一举に倍増することが予想される。仕事はますます増えていくだろうが、同時にこれらの活動が会員ひとりひとりの目に見えるような形にすることも重要である。これも一つの大きな課題であるといえよう。

ている。言わば総主流派体制というところだろうか。

まずご報告しておかなければならないのは、最高裁判官候補者推薦に関するこの間の動きについてである。問題の発端は、昨年五月の接見交通権に関する最高裁判決(浅井事件)で、弁護士出身の佐藤庄市郎裁判官が補足意見すら述べることなく、多数意見に同調した

ことにある。佐藤裁判官は、日弁連会長候補に立候補するに際し、「提言」として、接見交通権の問題に言及し、接見交通権は憲法上の権利とした上で、「現状は刑事訴訟法第三九条三項について例外の原則化ともいいうべき接見交通権の空洞化をもたらす法の運用が定着しております。このような現状において日弁連が接見交通権の実質的確立のために積極的に活動すべき責務を有していることは言うまでもありません。」と述べている。この提言のような考え方と浅井判決の内容とは果たして整合するのだろうか。是非とも伺ってみたいものである。

脱線したが、こうして問題が一挙に表面化し、二弁、大阪等での推薦手続民主化、透明化へ向けての見直しの動きがあり、本年八月には全単体会宛に推薦依頼（従来は東京三会と八ブロック）がなされ、神戸、名古屋、横浜、千葉も含め計一二名が推薦され、推薦諮問委員会での所信表明（弁護士出身の最高裁判事の役割等がテーマ）と懇談がなされたところである。その後入選手続の在り方について議論し、具体的人選に（員数、方法未定）入るとのことであるが、候補者の氏名、推薦過程、推薦理由などのマスコミ等への積極的公表については、最高裁筋から内閣の任命権を拘束するのではないかと横槍が入ったた

めに、執行部としては慎重になっているものようである。現行の推薦諮問委員会など推薦制度のあり方については、司法改革推進本部で検討されることになろうが、推薦という入口の問題もさることながら、推薦した裁判官の業績に対する組織的な検証も必要なのではなからうか。

弁護士任官問題については、理事会で、少なくとも各ブロック一名を目標に取り組むよう要請がなされている。しかし、本年の任官者はいずれも「行きっきり任官」と伝えられ、「将来復帰型任官」が可能な条件が整わない限り、継続的な弁護士任官の実現は困難な状況にある。

また、司法試験改革問題についても、合格者増員以外に丙案阻止の対案はなさそうだが、適正な法曹人口の規模についての合意を形成することが困難な状況にある。

いずれも膠着状態にあり、妙案は出そうにないが、法律扶助事業の抜本的拡大や被疑者国（公）選弁護士制度の創設等市民と弁護士のアクセスを拡大する方向での制度改革を推進し、他方、弁護士自身も、これに対応し得る自己改革と事務所体制の整備を推進する中で、条件と合意を形成していく外ないのではなからうか。

市民と弁護士のアクセスを拡大する面で注

目されるのが、「法律相談保険」である。一月の理事会に提案され、一二月、一月の理事会での審議が予定されている。

もともとこの件は、一九七九年に会長が業務対策委員会に諮問したものだ、実に一四年ぶりの一九九二年六月に答申があった。単純な業務対策というよりは、市民と弁護士のアクセスという面から位置付けられている。

この保険は、学校、労災、製造物事故等による被保険者の損害に関する弁護士に対する法律相談費用を対象にしており（自動車事故、借地・借家は除外）、保険金は、法律相談一時間以内一万円定額払いで、一事故五万円、年間一〇万円とされている。弁護士との関係では、被保険者に希望する知り合いの弁護士がいればその弁護士が扱い、なければ保険会社から単体会の法律相談センターを紹介するとされている。

いかにも対象が狭いが、将来的には弁護士費用保険につながるの構想の下で、全国で四〇万軒ある保険代理店を媒介にして、市民と弁護士のアクセスをはかることが目的だとの説明であった。議論は今後であるが、同様に、司法改革的な視点からあらゆる問題を把え直すことが必要であろう。

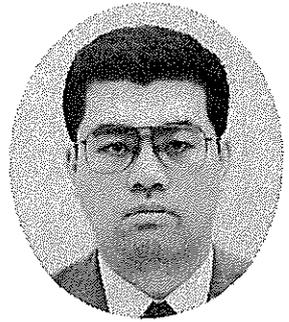
特集 2

法友全期会

夏期合宿

実施される

〈夏期合宿報告〉



熱気溢れる討論

中城重光

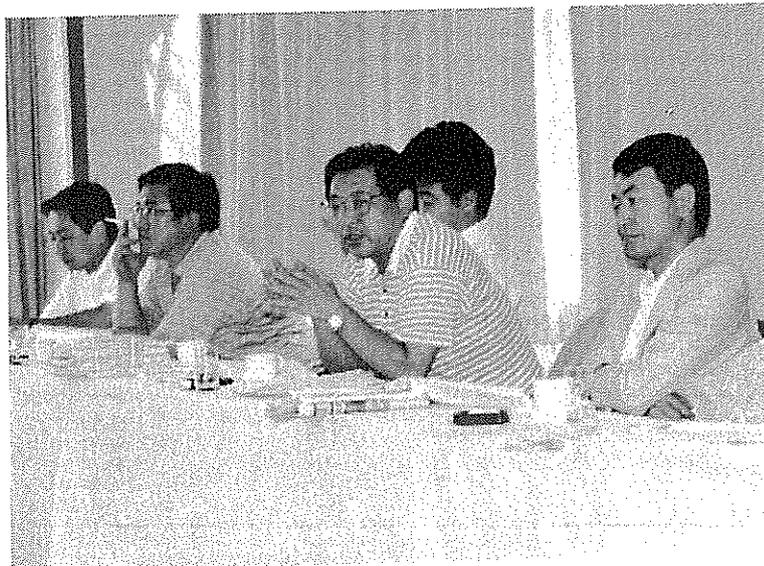
(38期)

八月二八日から一泊二日の日程により越後湯沢のホテル双葉で法友全期会夏期合宿が行われました。

全期会員のみ参加による夏期合宿は、本年度で二年目ですが、七〇名近くの会員と親和全期会の山根祥利代表幹事はじめ三名の先生のご参加もいただき、一段と活気にあふれていました。

二八日は政策委員会・業務対策研究会・企画委員会共催により「市民と弁護士のアクセスのために」という今年の日弁連司法シンポジウムのテーマのうちの一つである問題がとりあげられました。

具体的には、午前一〇時から「①弁護士会が行う相談事業の現状と当面の課題、②法律相談と東弁広報活動」（角田淳会員）、「アメリカにおける法律相談事業の実情」（湯川将



法友全期会夏期合宿 日程表

8月28日 (金)

- 午前10時 開会のあいさつ
代表幹事のあいさつ
- 午前10時10分 「弁護士会が行う法律相談事業の
現状と当面の課題」
「法律相談と東弁広報活動」
角 田 淳 会員
- 午前11時30分 「アメリカにおける法律相談事業
の実情」
湯 川 将 会員
- 正 午 昼 食
- 午後1時 「自治体主催の法律相談の現状と
問題点」
大 西 英 敏 会員
- 午後2時 「仲裁センターの設置」
宮 岡 孝 之 会員
- 午後3時 休 憩
- 午後3時15分 「秋の一斉法律相談企画の実施に
ついて」
塚 越 豊 会員
- 午後4時15分 「弁護士報酬規定改革の動き」
川 上 俊 明 会員
「坂本弁護士一家拉致事件」
瀧 澤 秀 俊 会員
その他の報告
- 午後5時 入浴等、自由時間
- 午後6時30分 懇 親 会
- 午後9時 二 次 会

8月29日 (土)

- 午前8時 朝 食
- 午前9時 「民事介入暴力の最近の手口と必
要な対策」
今 井 和 男 会員
- 午前10時15分 「不動産取引の法的実務
～以外と知らない基礎知識」
緒 方 孝 則 会員
- 午前11時30分 閉会のあいさつ、現地解散

会員)、ひき続き午後一時から「自治体主催の法律相談の現状と問題点」(大西英敏会員)、「仲裁センターの設置」(宮岡孝之会員)、「秋の一斉法律相談企画の実施について」(塚越豊会員)という各点につきレポーターの報告を受けて質疑討論しました。レポーターの各会員が事前に大部の参考資料を作成して下さっていたため、活発な討論をかわすことができました。

その後、「坂本弁護士拉致事件」(瀧沢秀俊会員)、「弁護士報酬規定の改革の動き」(川上俊明会員)などの件について現状ならびに今後への動向に関する報告がありました。翌二九日は業務対策研究会主催により今井和男会員、緒方孝則会員を講師としての講演がありました。「民事介入暴力の最近の手口と必要な対策」(今井会員)、「不動産取引の法律実務」意外と知らない基礎知識」(緒方

会員)と題する詳細、かつ充実した内容の講演は、我々会員の業務執行に資すること大でした。最後に、懇親会の方も、一名の欠員もなく、全員参加で行われ、二八日の夜から一次会、二次会、三次会と翌二九日の朝まで盛大に行われました。

飛んで火に入る

——仲裁レポートに寄せて——

宮岡孝之

(42期)

木澤執行部最後の幹事会の席で今後若手が全期に参加するためにはどうすれば良いかという意見を求められたことがある。私は幹事会等で若手が発言できないのは幹事会で討論されている問題が全く分からないことに原因があるので、簡単な問題でいいから若手にレポートをさせてみてはどうかと言った覚えがある。

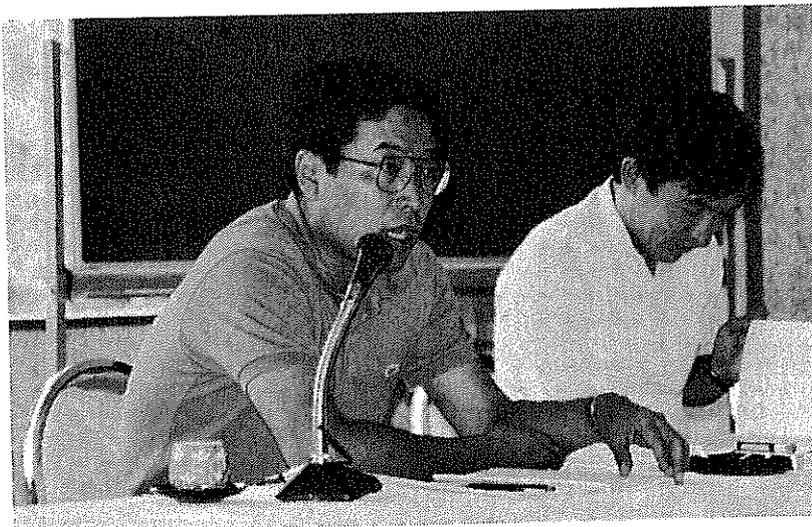
そのためかどうか、四月に政策研究会に参加することになり六月の時点で本人が全期の夏の合宿に参加できるかどうか分からないと言ったにもかかわらず「仲裁制度」検討班の一員になってしまった。

ところで、私自身「仲裁」とは仲裁人が当事者の話を聞いてマアマアこの辺で解決してはどうですかと紛争を解決することという程度の認識しかなく全く全くの素人といっても良い状態であった。そこで、取り敢えず二弁の仲

裁に関する文献を読み、現実に仲裁人として活動されている大川宏弁護士から仲裁に関する話を聞くなどした。この段階で、理解できたことは二弁の仲裁制度は少額事件との関係で議論されていたが運用は少額事件に限らないこと、制度運用との関係で「迅速性と結果の適正の確保」という重要な問題があるということであった。

さて、八月の全期合宿にむけて報告すべき事項をどうするかということであるが、従来東弁では仲裁制度等を弁護士会が設置することについては司法問題特別対策委員会で消極的意見が強く主張されていた。そのため、先ず仲裁制度の必要性をいわゆる二割司法との関係で位置づけ、司法的解決がなされていない少額事件を仲裁制度に取り込むことよって二割司法を打破することになるという旗印を掲げ、従来議論されていた仲裁制度と弁護士法

との関係については制度導入の妨げにならないであろうことを報告することにした。そして、仲裁制度自体の報告としては実際に仲裁制度を採用している二弁と大阪弁護士会との制度を比較することにした。両制度は、申立人が利用しやすい制度であること、費用が低廉であること等ではほぼ同一であるが、申立の趣旨について大阪弁護士会は二〇〇万円での



レポートする宮岡先生

福岡から東京へ

矢澤昌司

(41期)

制限するが二弁は制限していないという点が異なっている。この問題は弁護士会が仲裁制度を設けることが個々の会員の業務を侵害するのではないかとということで今後も十分議論する必要がある。ただ、仲裁制度の導入に際しては、申立人の仲裁という司法的解決方法の選択が、弁護士の業務を侵害する虞があるということと申立の趣旨を制限することがあるとすれば、そのような考え方が市民の理解を得られるかという視点からのアプローチが必要だと考えている。その他、制度導入にあたって検討すべき事項の指摘をして合宿における報告とした。

その後、全期の政策研究会及び法友会の仲裁部会での検討を経て一応東弁会長宛の意見書を作成した。最近では、東弁内部においても仲裁制度導入について積極的意見が多くなってきているようであり、私としては近い将来仲裁制度が導入されるのではないかと期待している。

以上が、全期合宿での報告を交えての仲裁制度に関するレポートであるが、この全期における仲裁制度の研究以来それまでとは異なり幹事会・研究会で意見を述べる機会が増えたような気がする。やはり夏の合宿での報告だっただけに私は「飛んで火に入る夏の虫」ということであろうか。

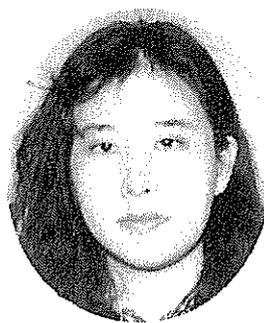
「地方の弁護士会から見ていると、最近の東弁は、企画では地方の後追いになっているばかりか、日弁においても、最大の単位会である割には、リーダーシップを取れる人材を供給できないでおり、『東弁よ、どうしたのか』の声が強い。今こそ東弁は頑張らねば。」合宿の懇親会で、私は新入会員でありながら、いきなりこのような生意気なあいさつをさせてもらいました。私は、修習時代から五年間福岡で過ごし、その間、当番弁護士発足・国選シンポ・司法シンポと、矢継ぎ早に続く弁護士会活動の渦中（若手会員はほとんど総動員でした）に巻き込まれてきました。果して東弁で自分はどんな活動をしていけるのだろうかという期待と不安とが混じり合い、冒頭のような発言になって現れたわけです。

しかし、合宿での討議に参加して、この不安はだいぶ消えました。それはまず第一に若手だけで自由に行っていることであり、第二にその組織力は、さすが大東京だと驚いたことです。合宿でのひとつの大きなテーマは、秋の無料法律相談会の企画であったわけですが、百人以上の弁護士を相談員として組織できる団体は、なかなか無いでしょう。そこで私としては、さっそくこの法律相談会の実行委員会に加えていただくことにしたわけです。幸いにしてこの企画は成功と言える成果を残しましたので、私にとっては、参加のきっかけとなった合宿は思い出深いことになりました。

さて、いよいよこれから本論であります。「会務活動と懇親会は不可分一体である。懇親会の成功なくして会務活動の発展はあり得ない」と信じて疑わない私としては、懇親会に大いなる期待をいだいていたわけですが、期待に違わぬ盛大な懇親会が催されるに至っ

て、「これは良いところへ入れてもらった」との感をさらに強めたのであります。ここで私が密かに考えたことは、「お年寄りのご機嫌を取る必要がなく、思う存分楽しめる懇親会」こそが全期会のパワーの源ではないかと

全期会のエネルギーの源は？



齋藤 佐知子
(44期)

八月二八日・二九日の二日間にわたって開催された法友全期会合宿に「ただで飲み食いができる」というのも単純な理由で参加した私ですが、そのような不純な動機が恥かしくなるくらい実りある内容であったとともに、非常に楽しい合宿だったと思います。今回の合宿の準備を下された諸先生方には心からお礼申し上げます。また、合宿参加中は諸先生方にいろいろお気遣い頂き本当にありがとうございました。

午後のおんぴりとホテルに到着して初めて女

いうことでありまして、その後の全期会の活動に参加するにつけ、この仮説はほぼ真実であるかと確信を強めております。

以上、合宿初参加の感想記であります。

性の参加者が自分一人であったことを知ったときには、正直に言えば若干後悔が頭の片隅をよぎったのですが、結局一人部屋の気楽さと贅沢さを一杯享受してすっかりくつろぎ、結構図々しく楽しんでしまいました。懇親会で先輩の先生方の気さくなお話を伺ったり、他部の同期の友人と久しぶりに話すことができたのもよい思い出です。

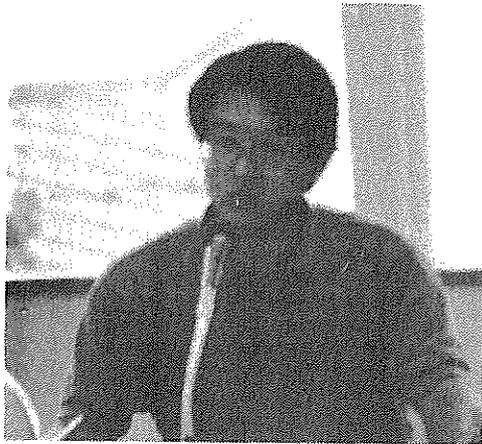
研究内容は、渉外事務所に勤務しているため普段の仕事ではなかなか接することがない問題についてあらためて弁護士という仕事の

もつ様々な側面を認識させられ、充実したものでした。

一日目の午後から参加したため午後からのシンポジウムしか聴講できなかったのですが、どのテーマもそれぞれ非常に興味深く拝聴させていただきました。宅建業者への還付・認証請求等についての講義は非常に実務的であり、一方坂本弁護士事件・民事介入暴力のシンポジウムでは、法治国家を守ろうとする先生方の熱意とご努力に頭が下がる思いでした。また、ふだん何気なく見過ごしている自治体の法律相談に関して様々な側面から問題点を提起されていたことです。地区法曹会についても明確な知識をもっていなかつたのですが、あらためて市民と弁護士の接点について考える機会となりました。

特に、熱意ある諸先生方の討論に、全期会の活発な活動のエネルギー源をかいまみたような気がします。

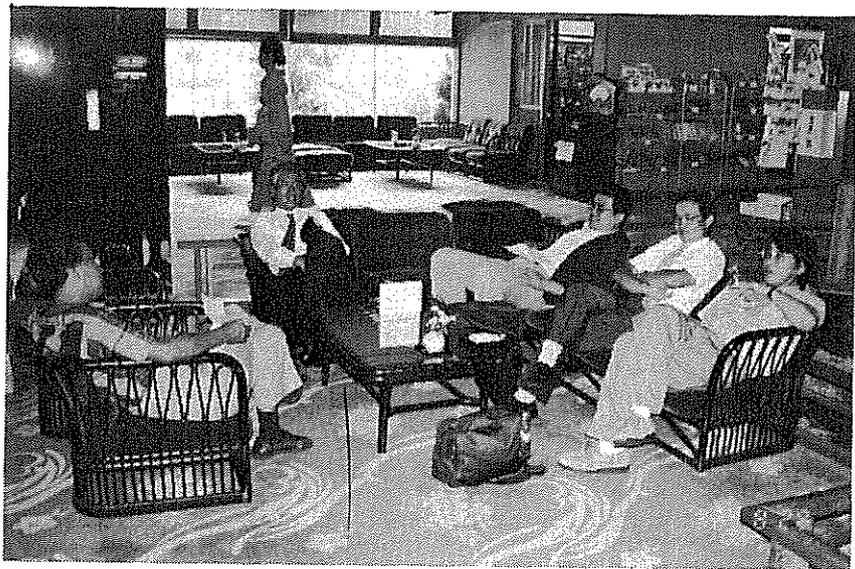
ただひとつ悔やまれるのは、リラックスしすぎたせいかな、はたまた二日目の昼食で飲んだ八海山に酔ったからか(多分両方)、嫁入前の身でありながら新幹線で東京に到着するまで延々飲み続け、はしなくも酒好きであることを露呈してしまったことです。ともかく、今度は、ぜひ複数の女性会員の参加を得て、全期会を知っていただきたいと思います。



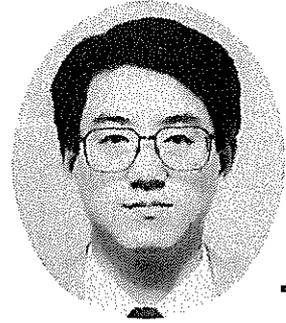
○○○○○○○○

夏期合宿

○○○○○○○○



正当事由について



瀧澤 秀俊
(39期)

借地契約の更新拒絶の要件となる「正当事由」に関する法改正のポイントは、

- I 判断基準を具体化、明確化
- II 立退料の提供が正当事由の補完機能を果たすことの明文化

にあります。

旧借地法では「自ら土地を必要とする場合その他正当事由がある場合」(四条一項、六条二項、八条)と規定されていたにすぎず、どのような事情が判断の基準になるのか条文上は不明確でした。もちろん実務上は多くの判例の蓄積により一定の基準が作られていましたが、法文の不備を改める必要はあったわけです。

新法第六条は、

- ①地主及び借地人が土地の使用を必要とする事情

る事情

- ②借地に関する従前の経過
- ③土地の利用状況
- ④地主が提供する財産上の給付の四点を判断基準と明示しました。

①では、地主・借地人双方の土地使用の必要性を相対的に比較してみなければならぬことが明文化されました。

②では、権利金・更新料の授受、設定以来の借地期間、設定の際の事情、義務の履行状況等が問題とされます。

③では、借地人の利用状況が居住用か事業用か、老朽化の程度、建築基準法違反の有無等が問題とされます。

なお、「土地の存する地域の状況」(都市

計画上の用途地域の指定、商業地域化、市街地化、建物高層化等)という要件は正当事由の拡大につながるおそれがあるということと、今回の改正では見送られました。これまでの実務の例からいって全く考慮されないということはないでしょう。

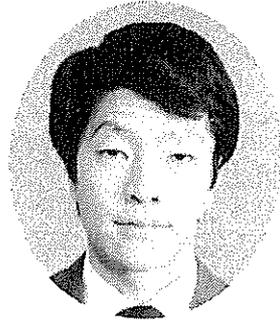
④は、地主側に有利な要素が少ない場合に、金銭・代替土地等の提供により正当事由を補完し得ることが明記されました。

正当事由に関する判断は、借地契約をその時点で終了させることが妥当かどうかという判断であり、個々の事例に応じて総合的に考慮されるべきものですが、右の各基準の中ではあくまで①が主たるものであり、②ないし④は従たるものとして用いられなければなりません。

なお、右の各基準は従来の裁判実務において既に使用されていたものを大まかに整理したものであり、実務の運用が急に変化するということはないでしょう。

また、新法施行前の契約には適用されません。

定期借地権について



流矢大士 (40期)

一 新法は、契約更新ができず、最初に定められた期限通りに借地期間が満了する「定期借地権」を認めた。これは、新たな借地の供給を促進すると共に、権利金の低額な借地権を創設し、さらに、借地関係の多様化するニーズに応えるためであり、現行法が、原則として前契約と同一の条件で更新されるとしていることの大きな改正点である。

二 定期借地権の種類

1 一般定期借地権(第二二条)

要件として①存続期間を五〇年以上とすること、②書面による特約をなすことが必要である。

利用目的について制限はなく、書面で特約しておけば足り、必ずしも公正証書による必要はない。しかしながら、五〇年先に証拠として使う必要があるので公正証書を作成しておくことが望ましい。

なお、一般定期借地権の存続期間中に建物が焼失したり倒壊した場合に、建物を再築しても期間は延長されない。また、存続期間が満了した場合は、建物は借主の方で取壊して明渡すことが原則となる。

2 建物譲渡特約付借地権(第二三条)

要件として、①存続期間を三〇年以上とすること、②借地契約と共に、借地権設定後三〇年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨定めることが必要である。

利用目的について制限はなく、書面で特約しておくことも要件とはされていない。但し、借地契約と建物譲渡特約とを一体化させておくことが必要であり、どちらか一方の契約上の地位が分離すると定期借地権としての効果が得られなくなるので注意を

要する。

地主は、借地の上に建てられた建物に所有権移転の仮登記をしておけば、借地権の消滅を確実にすることができる。

借地権終了時には、建物の所有権は地主に移転することになるが、借地人がその建物を使用していれば、借家関係へ移行し、借家人がその建物を使用している場合は、借家人は賃借権を新所有者に対抗できることになる。

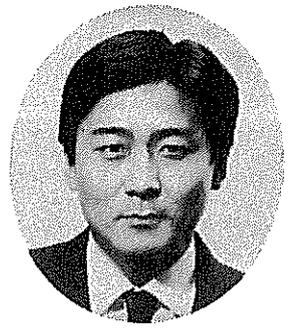
3 事業用借地権(第二四条)

要件として、①存続期間を一〇年以上二〇年以下とすること、②目的が専ら事業用(但し、事業用でも居住の用に供するものは除く)の建物を所有する目的であること、③公正証書によって借地契約をすることが必要である。

事業は、営利事業には限らず、事業者は個人でも法人でもよい。

建物買取請求権の規定の適用はなく、借地人は建物を収去して土地を明け渡すのが原則である。借家人も退去して明け渡すのが原則であるが(第三九条により終了の特約可)、善意の借家人は、一年間の範囲で明渡猶予請求をすることができる(第三五条)。

期限付借家について



伯 母 治 之
(40期)

改正借地借家法では、期限付借家契約の制度を新たに創設しました。新法における重要な改正点の一つです。

創設されたのは、①賃貸人の不在期間の借家契約（三八条）、②取壊し予定の建物の借家契約（三九条）の二つの制度です。

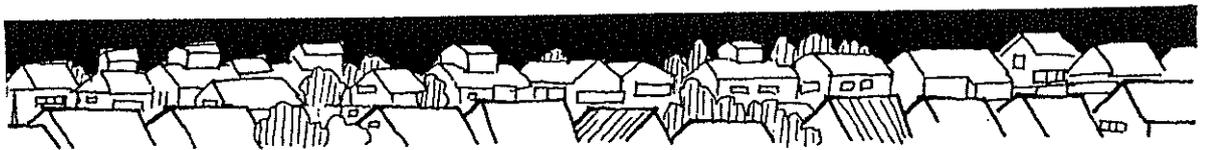
①は、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情によって、生活の本拠として使用する建物をその事情が止むまで一定の期間を確定して賃貸する場合は、更新をしない旨の特約をすることが出来るとするものです。本契約を締結する際には、生活の本拠となる建物を他に賃貸するに至った事情を詳しく契約書に記載する必要があります。

一方、②は、法令または契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物の賃貸借契約

をするときは、建物を取り壊すこととなることに、賃貸借契約が終了することを合意することが出来るとするものです。ただ、例えば、二年後に建物を取り壊して新築するまでの間、その二年間に限って賃貸するというような場合には、同法が予定している事由に該当しませんが、注意が必要です。

この他、従前と同様に一時使用目的の借家契約の規定（四〇条）もあります。したがって、右の例の場合には、前記②には該当しないが、一時使用目的の借家契約となる余地は充分あります。

そこで、期限付借家契約としては、新法で創設された二つの制度と一時使用目的の借家契約の三つがあると覚えておくと良いでしょう。



研究会・委員会活動について

企画委員会

秋の一斉市民法律相談

塚越豊
(31期)

一 平成四年一〇月二十九日午後一時前、東弁二〇六号室には電話五台がものものしく設置され、室内東側一面には「公共施設」というタイトルの一覧表が何枚も貼られ、室内には一〇人を越える法友全期会の若い弁護士が集まり、各自うろうろしながら準備に余念が無い。

一時数分前、「さあて、始めますか」という一声の下に、五台の電話線が本線に接続された。一瞬の沈黙の後、五台の電話は次々に鳴りだした。受話器を素早く手にする者、おっかなびっくり手にする者、思わずニヤリとして手に取る者、人それぞれだ。「はい、こちらは無料法律相談センター事務局です」へ慣れない調子で答える。しか

し声にはまだ張りがある。▽

「あのう……何か法律相談をやってくれるってんで電話したんですが……」

「はいはい、これから受付をしますよ。お名前をお聞かせ下さい。」

五台の電話は、受話器を置く途端に、待ってましたとばかりに鳴りだす。ひっきりなしとは正にこのことだ。受付者は他の四人

の声に負けまいと大きな声で応対をするので、室内は声という声で充満している。片耳を押さえながら必死に電話を受ける者、

受付の担当者から公共施設の予約の書き込みをする人、その伝達をする人、ただ呆然と見守りウロウロする人、いろいろな人の動きが絶え間なく続く。あっという間に一

時間が経ち、受付延人数は既に五〇名を越えた。電話はまだひっきりなしにかかってくる。三時過ぎの電話では、へ一体どうなっているんだ。二時間もかけているのにながらないじゃないか。電話の台数が五台とは少なすぎる▽という苦情まで入った。へいつまで申込み電話が続くかな▽と抱いていた不安は完全に消えた。こうした状態が当日午後八時近く迄続いたのだ。そして翌日も、そしてその翌々日も。

二 本年の法友全期会の活動が始まった四月初旬、今井和男会員の発案で、『全国一斉無料法律相談』をやるうとのへものすごい▽企画のぶち上げがあり、これに丸島代表がすぐへいいじゃない！やろうよ▽と大きな声で賛意を表わし、政策・業対・企画委員の中から準備委員が選ばれ、あっという間に準備委員会が組織された。へ何も全国一斉でなくともいいのでは、企画をやればいいというものではない！、無理じゃないか、問題が多すぎる！▽という声が聞こえないわけではなかったが、言いだしっぺの今井会員、これにいちはやく賛同した丸

島代表、そして今井事務所事務局の尾崎嬢の奮闘もあり、一、二か月するうちに骨格が出来上がり、六月時点では都内公共施設数カ所の予約も完了した。六月二三日の幹事会で実行委員会を設けることが決議され、この企画を『本当にやる』ことになってしまい、六月三〇日に第一回の実行委員会が開催された。しかしながら、この時点でも『やるかどうかも含めての検討もする』という一面があったので、筆者も含めて、右企画が廃案になる可能性ありと考えた会員が何名かいたのではなからうか。しかし流れというのは何事も恐ろしいものがある。七月の実行委員会を重ねるにつれ、『これは絶対にやる』ことが避けられなくなってきた。そして八月には夏期合宿があり、いくつかの資料を基に、この企画実現に伴う問題点について議論が重ねられた。

この企画の問題点として、いくつか考えられなければならない事項があった。それは、

- ① 無料と冠すること。
- ② 事件受任を原則とすること（その場合はもちろん有料）
- ③ 相談場所の中に法律事務所を含めること。
- ④ 実行組織、責任体制が任意団体であること。

⑤ 審査機関をどうするか（とりわけ時間のかかる事案にあっては審査委員が全期会を卒業してしまい、審査体制が組めない可能性がある）。

などの問題であった。しかしこうした問題は、旧来のドグマの延長であり、果敢に突破することに意味があるとの共通の認識のもとに、担当者は阿部日弁連会長の全面的賛同の所感に力を得て、これを基に東弁理事者をはじめ法律相談運営委員会の一部委員に胸のうちを明かした。どうやら問題はクリアできそうだと若干ムニャムニャした結論を携え、我々は九月を迎え、更に事務的な準備に追われることになった。既に六月時点で、会員に法律相談事業参加の呼び掛けをしたところ、一〇〇名を越える若手会員の相談事業参加の回答を受けていたので、これを二〇〇名にしようと努力し、躍起になり第二弾の呼び掛け、個別の呼び掛けもした。そして法友全期会以外の会員にも呼び掛けをしたところ、親和全期会から三〇名ほど相談事業に参加するとの返事を頂いた。また他方で相談会場の数も都内の公共施設を一〇月三十一日に一三か所、一月一日に一か所予約し、一部下見も終えた。そして一〇月に入り、関係者の事務所

所では相談員の配転作業を重ね一〇月二〇日には相談員のガイダンスを開催した。ガイダンスの当日は夕刻大雨であったが、一〇〇名を越える相談員が参集し、熱心な質疑応答が繰り返された。「もう、あとにはひけん。もし、相談者が来なかったらどうしよう。相談員にぶっとばされるな」という危惧感事務局の誰もが持った。そんなことから、事務局は九月初めから手分けして都内各区・市の広報課にこの事業の実施記事を載せてもらうように願い、ビラは一四種類計六〇〇枚作成し、区役所本庁、出張所に置いてもらい、一〇月二十七日には、何と新橋で一三〇〇枚、新宿で数百枚を、総勢一〇名程の委員が道行く人に慣れない手つきで配った。ビラを手にした人が、配った会員の顔を覗き込み、「あんた本当に弁護士さん？」とげげんな顔をしたり、街頭でいきなり法律相談が始まるということもあった。中には法律相談にのったお礼にと、相談員の持つビラを一緒に配り、労働をもって相談報酬を支払った奇特な人もいた。また他方で、丸島代表、今井会員を始めとするマスコミ班がマスコミを訪ね、記事掲載をしつこく申し入れた。そんなこんなながら実行委員会事務局総勢二〇名程は、一〇月末の一〇日間はほとんど毎日夜遅くまで準備に明け暮れ、そして冒頭の



○月二十九日一時からのセンター受付模様のコメントに話がつながるのである。

三 法律相談事業が終わった今、ほっとしたという思いを正直持つが、他方いろいろと得難い経験をしたというのがこの事業に関与した者の偽らざる印象であろう。そして久しぶりに皆でワイワイと一つの企画を実現できたという、ちょっぴりセンチメンタルな思いも心の片隅にあらう。書きたいこと、

言いたいことは恐らくとめどなくあるだろう、しかし以下の点を感じて指摘しておきたい。

先ず今回の企画は、結論的に述べるならば、大成功であったらう。大成功という意味にはいくつかのニュアンスのものが含まれる。相談者が多数にのぼったことが成功の中身とすれば、その要因は

①相談を無料にしたこと。

②電話による申込みという方法を使ったこと。

③広報のうちマスコミ（NHK、新聞社）の助けを借りて企画宣伝が大々的にできたこと（この効果は絶大であった）。

④一時間という、時間にゆとりのある相談方法に、相談者が共感を覚えたこと。等が大きなものであらう。

企画を実施する中で、それほどの大失態がなかったことが成功の中身とすれば、その要因は

①実行委員会の委員がそれぞれの持味を出して頑張ったこと。

②新和全期会を始めとする法友全期会以外の相談者に多数参加して頂けたこと。

③弁護士会内の委員会の委員による貴重なアドバイスを受けたこと。

と。

などが大きなものであらう。

四 現在、この企画に基づき相談者から得たアンケート四八八通を取りまとめ、今後の法律相談事業のあり方を巡る提言をすべく全期会内で分析討議をしている最中である。アンケートの具体的内容はここで触れることは避けるが、一つだけ指摘しよう。それは、この企画における多数の相談者のうち、いかなる形であれこれまで弁護士に相談したことがないという人が、相談者総数の実に六〇%に上ることがアンケートの結果判明したことだ。この数字を目を見開いてよく考えると、我々及び総ての弁護士会は、今後一体何をどうすべきなのか、という幾つもの問い掛けの中に自分を置かなければならないことに気が付くのである。

いろいろ考えることは多く、また、提言することも多い。是非この貴重な体験を基に、あるべき法律相談事業実現を目指して、貴重な提言をしたいものである。

五 とはいえ、実行委員会の委員の皆さん、

尾崎さんを始めとする各法律事務所の方々、どうも御苦勞様でした。そして一日七時間もぶっつづけで相談を受け、しかもそれが二日間にわたったという相談員の皆さん、本当に、本当にご苦勞様でした。

全期政策の現状と今後



高岡 信男
(40期)

政策研究会の研究テーマ等現状と今後の課題について、座談会において匿名で語ってもらった。

丸「今年の政策研究会のテーマは何でしたっけ。」

住「市民の司法へのアクセス、司法への橋渡役である弁護士へのアクセスを中心テーマにしている。」

丸「具体的には。」

住「法友会のように政策要綱を作ってお茶を濁せれば楽なんだけど、実践の全期だから。由「とにかくやってみようよ、ということ。」丸「何を。」

由「う・・・刑弁の充実、当番弁護士の定着・充実、刑弁実務の充実のため刑弁教官推

薦基準の見直し、民事では仲裁センターとか。」

住「アクセスを考えれば、法律相談制度の発展、民事当番弁護士制度を考えられないか、土曜・休日の相談、地域での相談、簡裁での待機制度とか。」

大「市民に身近な相談制度として公共団体の法律相談がある。それに弁護士会は関与できていないが救済が不十分なところがあるんじゃないかという問題は昔からある。」

松「それは問題提起ばかりやっているからだ。改革に着手しなくちゃいけない。」

丸「それはそうだけどなあ。政策論を考える」と。

伯「司法への橋渡役であり、解決者でもある

「弁護士を知らない人の司法への窓口といえは法律相談ですから、その充実は大きな課題ですし、窓口が充実しても解決過程と結びついていなければ無意味ですから仲裁センター設置や現行民事裁判の検討も不可欠です。」

住「司法的解決の外にある少額事件をどう救済するかもかわる。」

竹「おめえらよう、民事裁判といえはよう、民事訴訟法の改正問題があるんだよう。この前、日弁連の意見書案が出たんだけど、東弁の意見と大分違うんだよなあ。」

由「理事に聞くけど、どうしてなんだよ。法務省案に賛成なのは一弁と横弁だけだって話だろう。」

竹「俺もよくわかんねえんだがよ、委員会が独走したって噂もある。」

丸「日弁連の意思決定過程も今後研究する必要があるなあ。」

今（いきなり）「全国一斉相談を実施しないか。全国の弁護士の若手に呼びかけて一斉相談やるんですよ。」

住「そりゃ、おもしろいな。市民のための司法という司法改革の実証としてやってみる価値はある。司法シンポに結果を報告すればいい材料になる。」

大「会館外でやれば、会館外法律相談制度の

研究にもなる。」(別表参照)

伊「司法試験改革を忘れるなよなあ。実証段階で重要な時が迫っているんだから。」

丸「日弁連や東弁に常に意見をいっていかないとイケないな。」

菊「市民のための司法といえば、プロボノ問題がある。」

由「二弁が会則を定めた。東弁も考える時だが、内容研究がまだ充分でないし、アメリカじゃ失敗したという。」

鯉「弁護士使命感を考えれば、プロボノは当然だ。」

古「広報問題や弁護士報酬も研究しなくちゃ。」

伊「弁護士は敷居が高いというからなあ。」

住「法律扶助の充実もね問題。つきつめると今後の弁護士やどうあるべきかという弁護士像の問題に行きつく。弁護士業務の高貴さを履き違えて市民から遠ざかっていないか、俺達自身が注意していかないといけない。」

湯「司法の改革では裁判制度の改善として弁護士任官やパートタイムジャッジの推進実現を図らなければ。」

宮「仲裁センターは二弁や大阪で実行しているのですから東弁でも是非実現したい。」

芳「市民に司法についてどう情報提供されているのか、するのの研究もしてください。」

23区における法律相談実施状況 (昭和62年度についての資料)

大西英敏先生の報告書を引用したものである。
法曹会とは、地区法曹会をいう。
事件処理欄の※は、弁護士会、扶助協会への紹介、斡旋を行うこと。

自治体名	担当弁護士の選任方法	相談件数	事件処理	担当弁護士数
足立区	法曹会に選任委託	2147	※	33
荒川区	区が選任?	669	※	29
江戸川区	13名の法律相談協力会	1484	斡旋しない	13
板橋区	区が選任?	3280	※	23
大田区	区が選任?	3189	※	10
葛飾区	法曹会が推薦	1096	※	15
北区	区が選任する	1914	※	25
江東区	区が選任?	1424	※	12
品川区	長老推薦	1581	※	17
渋谷区	法曹会に選任委託	1281	※	31
新宿区	区が選任	1166	※	20
杉並区	法曹会推薦	2891	※	26
墨田区	区が選任する	1127	※	6
世田谷区	法曹会推薦	2316	※	22
台東区	法曹会名簿提出	1387	斡旋名簿	89
千代田区	法曹会幹事が推薦	412	※	12
豊島区	法曹会推薦	1826	斡旋しない	72
中野区	法曹会指定	1483	※	39
練馬区	練馬法律相談クラブ	3744	※	54
文京区	幹事会推薦	1208	※	20
港区	法曹会推薦	1236	※	54
目黒区	法曹会選任	1243	法曹会と相談	32
中央区	東京三会	1008	※	40

合計事件数 39,112件

住「政策研究会の課題は豊富だ。皆様今後もよろしくお願いします。ごくろうさまでした。」

以上、加筆訂正自由の匿名座談会報告でした。なお、この記載内容の全責任は筆者にありますこと念のため申し添えます。



弁護士報酬基準の 虚像と実像

近藤 義徳
(42期)

一 業対の今年のテーマは、「弁護士報酬基準」についてであった。

弁護士の昨今の動向は、人権救済理念に基づく司法改革、その一環としての市民へのアクセスの増進に特徴づけられると思う。現行の弁護士報酬基準は、報酬に対する予測可能性を提供できず、市民へのアクセスの障害となっているというのが近時の共通認識であろう。報酬基準の見直しは、司法改革の推進という要請と一体のものとして語られる機会が多い。

しかし、一方、報酬基準を見直すことは、将来的に長期間に亘って弁護士の収入を直接規制するものであるから、業務対策上普遍的な関心対象であることは疑いない。

業対研究会が、報酬基準を今年のテーマとして取り上げた趣旨は、市民へのアクセスという要請を踏まえて業務対策の観点か

らも弁護士報酬基準を検討することで、この問題に関する議論を深め、業務に役立てようということであろうと私なりに理解した。

二 業対では、報酬基準問題について全く知識のない私などにも興味を持って、良く理解できるように研究会の構成、進行が工夫されていた。

研究会の中心は、報酬算定のケーススタディである。特定の事例を設定し、その事例における報酬額について出席者の「感覚」を聞いてみる。各自それなりに理屈はつくのだろうが、これが一定しない。多数の設例を繰り返し討議することによって現行の報酬基準の限界ないし不明確性がおのずと明らかになる。

三 これらの研究を経た現在、私自身も報酬基準を可及的に明確化すべきだろうと思う。

しかし、この点については、報酬基準の弾力性を多とする意見も根強い。顧客満足度は弁護士の能力である。弁護士の能力と依頼者の資力に応じて高額な報酬請求が可能となるという考え方である。また、報酬の弾力性は低廉な報酬の他事件の活動を可能にし、人権救済理念に副うものであるという意見もある。

しかし、一義的に明確な報酬基準が観念できない以上、報酬の予測可能性の確保は他の手段と相俟って達成されなければならぬと考える。アクセス障害の大きな部分を占めているのは不明確な報酬基準というよりも、むしろ情報量の絶対的不足だろう。

報酬基準の見直しが時間を必要としているとすれば、司法改革の推進のためには情報提供に積極的に取り組む必要があるのではなからうか。

四 ところで、われわれは普段、他人の報酬基準を聞く機会はめったにない。私は他の弁護士の報酬基準を聞くことが実におもしろいと感じた。そして、他の弁護士の感覚を知って、今後の報酬請求に自信が持てるようになった。この一事だけでも業務研究会出席は大きな収穫があったと回顧する。

五 今年、業対は出席者で賑わうという状況にはなかった。定例の研究会・委員会及び

それに引き続き恒例の二次会は、過激を旨とする人間的魅力に溢れた全期会会員と触れ合う絶好の機会であることを考えると非常に残念である。会務に精通していない、

知人が少ないという会員が、最も出席しやすく意見を述べやすいのが全期会の研究会であると思う。新参者の私が、今後の全期会研究会への多数の参加をお誘いする所以

である。
最後に、業対研究会を推進してこられた執行部の諸先生のご尽力に敬意と感謝を表したい。
以上

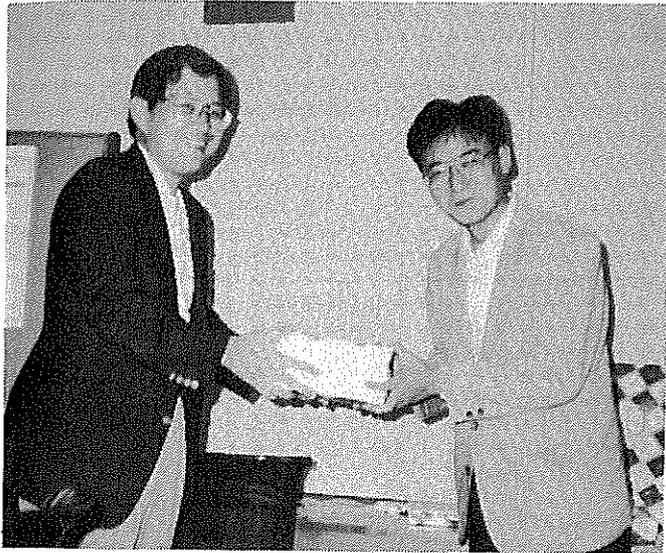
法友全期会 秋のゴルフ会開催

平成四年九月一〇日、茨城県の富士カントリー出島倶楽部にて今年度最初の法友全期会ゴルフコンペが開催されました。

当日はまずまずの天気で、若旅一夫先生、早川忠孝先生、木澤克之先生らOBの方々にもご参加いただき、総勢三八名の参加を得、みな和気相合いのうちに（その実真剣に）スタートし、実力を競い合いました。

結果は成績表のとおりですが、ゴルフの方でも若手が台頭してきたというべきか、四〇期の伯母治之先生が優勝（ネット六九）し、三一期の塚越豊先生がかううじて準優勝（ネット七〇）、四三期の鈴木道夫先生が第三位（ネット七〇）でした。プレー後のパーティも久々に参加された先生も交え、大いに盛り上がりました。

なお、成績上位者のハンディ改定は次のおりです。



伯母治之先生 二一、塚越豊先生 二五、
鈴木道夫先生 三二

（倉田 記）



ゴルフ成績表

競技方法：HCP

位	氏名	OUT	IN	GROSS	H'cp	NET	位	氏名	OUT	IN	GROSS	H'cp	NET
1	伯母 治之	48	51	99	30.0	69.0	20	緒方 孝則	52	55	107	22.0	85.0
2	塚越 豊	49	51	100	30.0	70.0	21	早川 忠孝	52	56	108	23.0	85.0
3	鈴木 道夫	51	59	110	36.0	74.0	22	須田 徹	55	60	115	30.0	85.0
4	城内 和昭	48	44	92	17.0	75.0	23	本藤 光隆	61	60	121	36.0	85.0
5	下谷 収	48	49	97	22.0	75.0	24	大西 英敏	59	62	121	36.0	85.0
6	古川 史高	52	53	105	30.0	75.0	25	由岐 和広	60	56	116	30.0	86.0
7	藤原 浩	51	47	98	22.0	76.0	26	篠塚 力	54	51	105	18.0	87.0
8	倉田 大介	50	48	98	20.0	78.0	27	菊地裕太郎	52	59	111	24.0	87.0
9	村 和男	56	52	108	30.0	78.0	28	岡田 康男	55	67	122	34.0	88.0
10	高岡 信男	53	61	114	36.0	78.0	29	船木 秀信	61	61	122	30.0	92.0
11	荒井 清壽	51	51	102	22.0	80.0	30	三輪 和夫	63	65	128	36.0	92.0
12	若旅 一夫	43	48	91	10.0	81.0	31	鯉沼 聡	60	68	128	36.0	92.0
13	遠山 秀典	58	51	109	28.0	81.0	32	大塚 正和	68	60	128	36.0	92.0
14	上田 太郎	53	47	100	18.0	82.0	33	伊井 和彦	63	71	134	36.0	98.0
15	安部陽一郎	53	54	107	25.0	82.0	34	濱口 善紀	72	67	139	36.0	103.0
16	瀧澤 秀俊	51	61	112	30.0	82.0	35	増澤 博和	63	84	147	36.0	111.0
17	川上 俊明	53	58	111	28.0	83.0	36	川本 慎一	68	84	152	36.0	116.0
18	木澤 克之	52	48	100	16.0	84.0	37	丸島 俊介	81	73	154	36.0	118.0
19	木下 信行	57	51	108	24.0	84.0	38	高瀬 靖生	85	79	164	36.0	128.0



活動報告



藤原 浩

(33期)

鳴をいつも上げています。潑刺とした若手中心の法友全期会の姿を見て、同じく若手中心で今年大活躍した阪神タイガースのことを思い浮かべるのは、丸島代表や私だけではないと思います。若手を中心に法友全期会の裾野が着実に広がっていくのを実感しております。

☆本年度の活動で忘れることができないのは、全期会推薦の日弁連理事である竹之内明先生の活躍です。民訴法改正問題についての日弁連の意見書の件では、全期会と直結した活動をしていただき、日弁連が身近かな存在であることを改めて認識させられました。また、幹事会では必ず日弁連の動向について最新の報告をされるため、全期会としても、否応無しに日弁連の活動を意識せざるを得ません。多くの若手会員の眼を日弁連にも向けさせた竹之内先生の功績は非常に大きいと思います。

☆事務局としても、これまで半年間の活動を経験して、ようやく全期会の仕事にも慣れてきました。いよいよ後半戦を迎え、丸島執行部のエンジンはフル回転できる状態です。より良い全期会とするために全力を尽くす所存ですので、今後ともよろしく御協力の程お願い申し上げます。

☆丸島執行部がスタートして早くも半年以上が経過しました。法友全期会も法友会も経験したことがない全くの素人の私にとって、事務局長の仕事は非常に荷が重く、全期会の先生方に迷惑をかけるのではないかと心配していたのですが、丸島代表を始めとして執行部の面々が一丸となって頑張ってくれた結果、何とかここまではたどり着くことができました。Fネットのファックス連絡だけで、定例研究会・委員会や幹事会に常時三〇名から四〇名、多いときには五〇名以上の先生方に参加していただけたことは事務局としても驚きであり、かつ、感謝しております。

☆前述の日誌を見ても明らかなおおり、本年度上半期の活動は、秋の一斉法律相談実施に向けての活動が中心となっています。親

和全期会の協力を得て行ったこの活動は、会派的な枠組みを超えたものとして高く評価できるのですが、事務方としての苦労は並み大抵のものではなかったと実感しております。このほか、執行部としては、恒例の行事である新入会員歓迎会、夏期合宿、ゴルフコンペ等についても、今年は法律相談企画のために手を抜いたと言われないように全力を上げて準備しました。夏期合宿は例年以上の成果を上げることができたのではないかと内心自負しているのですが、如何でしたでしょうか。

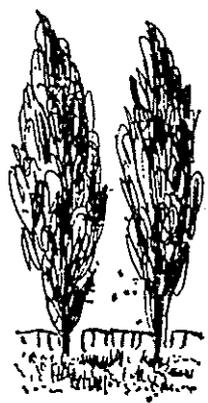
☆今年度の活動で特徴的なことは、全期若手、特に四〇期以降の会員の参加が積極的であるということです。定例研究会等の後で行われる二次会でも多くの若手の先生方に参加していただき、事務局としては嬉しい悲

活動日誌

(平成四年度上半期)

- 三月二十八日 第一回執行部会 (東弁)
- 三〇日 新旧執行部引継会 (芝浦「牡丹」)
- 四月一〇日 第二回執行部会・懇親会―今井和男会員より全国一斉無料法律相談実施の提案― (新宿「蝦夷御殿」)
- 一七日 第三回執行部会 (東弁)
- 二三日 第四回執行部会 (東弁)
- 第一回政策研究会・業務対策研究会・企画委員会 (以下「研究会・委員会」という) 定例会―各代表世話人・委員長選出― (東弁)
- 第一回幹事会―本年度活動方針・年間日程決定、各期幹事・世話人選出― (東弁)
- 二八日 親和全期会新入会員歓迎会に丸島代表ら執行部六名出席 (日比谷「松本楼」)
- 三〇日 四三期・四四期合同同期会 (虎ノ門「升本」)
- 五月 八日 法友会執行部との第一回懇談会
- (日比谷「聘珍楼」)
- 一三日 第五回執行部会、第二回定例研究会・委員会 (東弁)
- 二〇日 第六回執行部会、総会―平成四年度会費額決定―、新入会員歓迎会 (法曹会館)、同二次会 (日比谷「リトルパイレイツ」)
- 二二日 秋の一斉法律相談プロジェクトチーム―以下「プロジェクトチーム」という) 第一回打合せ (東弁)
- 二六日 業対研究会主催新入会員向研修講座「保釈・保全の実務」―講師塚越豊、住田昌弘、佐瀬正俊会員― (東弁)
- 第二回プロジェクトチーム打合せ (東弁)
- 六月 一日 秋の一斉法律相談実施について東弁理事者に協力依頼 (東弁)
- 二日 日弁連会長インタビュー (日弁連)
- 臨時政策研究会―民訴法改正日弁連意見書の検討― (東弁)
- 四日 第三回プロジェクトチーム打合せ (東弁)
- 一〇日 第四回プロジェクトチーム打合せ (東弁)
- 四一期会 (六本木「ブンガワンソロ」)
- 一一日 第七回執行部会、第三回定例研究会・委員会 (東弁)
- 一二日 法友会出身東弁理事者インタビュー (東弁)
- 一五日 親和全期会執行部との第一回懇談会 (東弁)
- 一七日 第五回プロジェクトチーム打合せ (東弁)
- 一九日 業対研究会主催研修講座「クレ・サラ事件処理に関する諸問題」―講師宇都宮健児先生― (東弁)
- 二三日 第八回執行部会、第二回幹事会―秋の一斉法律相談企画実施のため実行委員会設置を決定― (東弁)
- 二八日 親和全期会研修旅行に丸島代表ら執行部二名参加 (熱海「ウオキミサキ」)
- 三〇日 第一回実行委員会 (東弁)
- 七月 三日 第九回執行部会、第四回定例研究会・委員会 (東弁)
- 四、五日 法友全期会夏期合宿下見旅行 (越後湯沢「双葉」)
- 九日 夏期合宿第一回打合せ (東弁)

- 一〇日 第一〇回執行部会、第三回幹事会 (東弁)
- 二二日 三一期会 (新橋「酔心」)
- 二四日 第一二回執行部会、第四回幹事会 (東弁)
- 三〇日 三七期会 (銀座「汁八」)
- 一〇月三日 第六回実行委員会 (東弁)
- 六日 法友会執行部との第二回懇談会 (法曹会館)
- 七日 業対研究会主催研修講座「交通事故訴訟の事件処理に関する諸問題」―講師羽成守先生― (東弁)
- 三四月会 (新橋「酔心」)
- 九日 司法記者との懇談会 (東弁)
- 一二日 第一三回執行部会、第六回定例研究会・委員会 (東弁)
- 一六日 親和全期会執行部との第二回懇談会 (東弁)
- 二〇日 秋の一斉法律相談実施について相談員に対するガイダンス―参加者一〇〇名以上― (東弁)
- 二二日 親和全期会との懇親ゴルフコンペ (大日向カントリー倶楽部)
- 二三日 第七回実行委員会 (東弁)
- 二六日 第一四回執行部会、第五回幹事会 (東弁)
- 二七日 秋の一斉法律相談実施について街頭ビラ配り (新橋、新宿)
- 二八日 第八回実行委員会 (東弁)
- 二九、三〇日 秋の一斉法律相談受付センター開設、予約受付開始 (東弁)
- 三一日 秋の一斉法律相談実施―午後一時から午後八時まで― (都内公共施設、法律事務所) 受付センター移転 (虎門中央法律事務所)
- 一月二日 秋の一斉法律相談実施―休日午前一〇時から午後四時まで― (都内公共施設、法律事務所)
- 八月 六日 第四回実行委員会 (東弁)
- 一九日 夏期合宿第三回打合せ (東弁)
- 二七日 夏期合宿第四回打合せ (東弁)
- 二八、二九日 法友全期会夏期合宿 (越後湯沢「双葉」)―参加者七〇名、親和全期会山根代表ら執行部三名招待、業対研究会主催研修講座「民暴の最近の手法と必要な対策・不動産取引の法的実務」(講師今井和男、緒方孝則会員)―
- 九月 四日 三九期会 (新宿「南翔小籠包楼」)
- 七日 四二期会 (新橋「美々卯」)
- 一〇日 秋のゴルフコンペ―参加者三八名― (富士カントリー―出島倶楽部)
- 一六日 第一一回執行部会、第五回定例研究会・委員会 (東弁)
- 一九日 第五回実行委員会 (東弁)



編集後記

◇何とか平成四年内に出したいと思っていた
全期ニュース第二号ですが、あれよあれよと
松が過ぎ、はたして「寒中お見舞い」に間に
合うかどうか……。

年末の慌ただしい中、皆様には無理をお願
いして原稿をお寄せいただきました。あらた
めて御礼申し上げます。

◇江川紹子さんのインタビューは、当初、丸
島代表、倉田先生及び瀧澤の三名で地味にや
る予定でしたが、有名人（しかも若い女性）
とお近付きになれるとでも思ったのか、当日
はT越先生、F原先生、F木先生そしてM輪
先生が飛入り参加され、七人の弁護士が江川
さん一人をグルリを取り囲む異様な雰囲気
の中でインタビューが始まりました。

それにしても、江川さんのエネルギー
な活動には本当に驚かされます。坂本事件や
オウム真理教問題で全国各地を飛び回るに
どまらず、島原雲仙問題や冤罪事件など精力的
に取材をしては、本や雑誌の記事を書き続
ける。また暴力団事務所に単身飛び込んだり
オウム信者に取り囲まれて恫喝されながら取
材したりと、あの小柄な体のどこにそんなエ

ネルギーが隠されているのか。最近、腰痛に
悩まされすっかりオジサン化している私など
にはとうてい真似ができません。

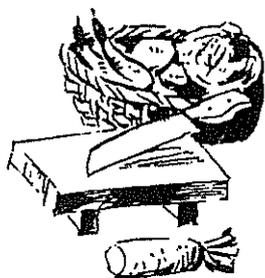
◇「坂本一家が何者かに連れ去られたらしい」
人づてに聞いて驚いたのがつい昨日のことの
ような気がします。早くも四年目に入ってし
まいました。

「もうダメでしょうね」、「どこに埋められ
ているんでしょうねえ」……。心配して言っ
て下さっているのだとは思いますが、身内の
者や救出活動に取り組んでいる者にとっては
一番耳にしたくない言葉が最近は多くなっ
てきました。

「弁護士業務妨害」とか「民主主義」とか理
屈はいろいろとありますが、私個人としては、
「坂本一家は、今この時も、どこかで我々の
救出の手を今か今かと待っているんだ」と信
じることに、それが今まさに必要なのだと
思います。

今後とも、ご理解とご協力のほどよろしく
お願いいたします。

◇暦の上では春間近ですが、まだまだ寒い日
が続きます。皆様風邪などひかれぬよう、く
れぐれもご自愛下さい。
(瀧澤記)



法友全期会ニュース

No. 85 (1992年度第2号)

1993年2月15日発行

発行者 丸島俊介

発行所 東京弁護士会 法友全期会

〒106 東京都港区西新橋1丁目21番8号

弁護士ビル603号 丸島俊介法律事務所内

電話 03-3506-8141

FAX 03-3506-8143

印刷所 株式会社 プリモアート

〒104 東京都中央区新川2-22-15